

予算決算常任委員会 文教産業分科会記録

1. 開催日時 令和3年10月11日（月） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長、早川副委員長、米弥委員、重廣委員、重村委員、
岩藤委員、有田委員、田村委員、西村委員、松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長、山下次長
8. 協議事項
9月定例会本会議（10月1日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時18分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年10月11日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 ただ今から、10月6日に引き続き、予算決算常任委員会文教産業分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。それでは、9月定例会 議案第21号「令和2年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。はじめに、教育総務課及び学校教育課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野教育部長 補足説明の前に、この度の決算審査にあたりまして、教育委員会から資料として提出をいたしました事務の点検及び評価報告書の記載内容に一部誤りがございました。また、別途追加資料といたしまして、令和2年度に設計を完了いたしました、歴史民俗資料室再整備に係ります整備計画平面図を提出させていただいたところですが、もう少し早い時期に議会のほうにお示すべきでありましたが、この時期になりましたことについて、この場をお借りし深くお詫びを申し上げます。どうもすいませんでした。それでは教育総務課及び学校教育課の所管につきまして、令和元年度決算との比較により、2年度決算額の増減理由ついて補足させていただきます。決算書237ページからの第10款「教育費」でございますが、第1項「教育総務費」につきましては、前年度に比べ、約1,370万円の減額となっております。令和2年度につきましては、小学校において必須となりましたプログラミング教育の活性化を図るICT教育推進事業や、学校施設における新型コロナウイルス感染予防対策として、教室等の適切な換気を行うための機器等を整備する学校施設等感染予防対策事業の取組等、増額の要素もある一方で、元年度に実施いたしました学校施設長寿命化計画の策定、また旧三隅学校給食センターの解体撤去工事等、計画策定業務委託や施設等解体撤去工事の取組みがございませんことから、このようなものが主な減額の要因となっております。次に、決算書245ページからの第2項「小学校費」、決算書249ページからの第3項「中学校費」につきましては、前年度に比べ、「小学校費」で約8,080万円、「中学校費」で約1,260万円の減額となっております。令和2年度につきましては、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台端末や高速大容量の校内通信ネットワークを整備いたします学校情報機器等整備事業、手洗い蛇口を自動水栓化とした学校施

設感染症予防対策事業の取組みなど、増額の要素もございましたが、元年度に実施いたしました全小中学校の普通教室への空調設備整備事業が、これらの取組みと比較いたしましても事業費を大きく上回るものであったことから、結果として減額となったものでございます。最後に、決算書 273 ページからの第 7 項「保健体育費」第 4 目「学校給食費」につきましては、前年度に比べ、約 2,060 万円の増額となっております。増額となった主な要因といたしましては、臨時職員の調理員が会計年度任用職員に移行したことによる手当等の支給拡充、また新型コロナウイルス感染症対策として講じた 4 月、5 月の学校臨時休業に伴う納入食材と休業に対する補償、学校休業等により生じた給食提供食数の差異に伴う賄材料費の増であります。そのほか、個別事業につきましては、主要な施策の報告書及び、教育委員会事務の点検及び評価報告書に記載のとおりでございます。歳入につきましては、特に補足すべきことはございません。以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 まず、決算書が 100 ページです。2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、18 目「国際交流費」、細目「多文化共生社会の構築に向けたグローバル化対策事業」について。これですね、確か成長戦略課のほうもこの費目というかあると思うんですけど、教育委員会においてはどのようなすみ分けと言いますか、どういう事業をなさっているのかお伺いいたします。

有馬学校教育課長 それでは多文化共生社会の構築に向けたグローバル化対策事業でございますが、今回におけます事業のほうをご説明します。1 つは、支援員の派遣事業でございます。外国籍等で日本語があんまり得意でない児童生徒に対する支援ということで、長門日本語クラブのほうに委託をしております、こちらのほうから支援員を派遣していただいております。もう 1 つは、タブレット端末を活用いたしまして、それを使用することでそういった語学的な部分を支援するという、そういった事業を実施しております。

岩藤委員 分かりました。じゃあ今回についてはどのような、在学している生徒にとってはどのような感じとか、成果ですね、お尋ねいたします。

有馬学校教育課長 今回でございますが、派遣実績がお手元の資料にもあるかと思いますが減っております。これというのは、ニーズが減ったというよりも、言葉ができるようになった児童生徒がだんだん増えてきたということの表れであると思います。そういった意味で、このような支援員の派遣、それからタブレットの使用が積み重ねることによって成果として上がっていると考えております。

田村委員 ただいまの支援の派遣ですけれども、その派遣の要請というのは学

校単位で行うのでしょうか。それとも教育委員会のほうからどうかというふうな問いかけがあつてされるものでしょうか。

有馬学校教育課長 その要請につきましては、その都度学校のほうから要請が生まれて、それに基づいて日本語クラブに連絡をし、そこから派遣していただいているという状況でございます。

田村委員 それではもう 1 つだけお尋ねします。その派遣の回数は制限があるのでしょうか。

有馬学校教育課長 予算内ということではございますが、今のところまだまだ余裕がありますので、学校のほうには遠慮なく活用してくださいというふうにお伝えをしております。

重村委員 これは決算書等には記載がない見解をお尋ねいたします。というのが、令和 2 年度は長門市の学校教育にとっても新型コロナウイルス感染症の対応として長期の休暇を余儀なくされました。こういった例は多分教育委員会としても初めての事例であつたと思うんですよ。これは全国の小中学校がそうだったでしょうけど。最終的には地方自治体が、教育委員会が決定するということであつたと思うんです。県教委の発表、意向であつたり、いろんなことを加味して感染者の状況がどうなのかとか、対策本部とも連絡を取られて最終的な休業ということを決められたと思いますけど、この休業にあたって、教育長の見解として、適切にできたのか、それとも、何か今回の休業において、こういった面が足りなかったとか、2 年度の決算にあたって初めての体験で大変な思いをされたと思いますけど、総括的な見解を教育長にまずお尋ねしたいというふうに思います。

伊藤教育長 総括的な見解ということで、今、委員ご指摘のように、教育委員会といたしましても経験したことのない状況でありました。最初の休業決定につきましては、非常にタイトなスケジュールで判断を、ゆっくり判断できる時間もなくて、関係者、関係自治体と連絡を取りながら決めてまいりました。そして、その中で当然子供たちは、学校に通常に登校できることが理想であり、その理想でない状況が起きてしまったことに対して、それをいかに補完していくかということで、先日一般質問でもお答えさせていただきましたように、学業の部分、それから精神的な部分の保障をしていったというふうに考えております。何せ感染症の初期の対応でございました。経験値のない中で、本当に開けてもいいんだろうか、絶えず専門家、自治体等で協議を行いながらやってまいりました。それがベストであつたかと言われますと、他にもっと、例えば感染状況を見て思い切って開けるといふこともあつたのかもしれませんが、あの時の経験値から申しますとそれが不可能であつた。その中で精一杯できることをしたし、それから、運動会等は学校等が判断することでもありますけども、

それを、子供たちの主体性を活かした行事に変えるとか、そういった形でできるだけ、それから修学旅行も方向を変えて実施する、子供たちの心のケアも行いながらやってきたというふうに考えておりました、総括的には、一生懸命でできることはやったというつもりであります。

田村委員 それでは、点検及び評価報告書の16ページ、決算書でいきますと240ページ、250ページになるんですけども、スクールバス運行事業についてお尋ねしたいと思います。まず、このスクールバスの運行を委託しております、委託事業者について、それぞれ4か所ありますけれども、どの事業者が担当されているのかお尋ねいたします。

秋津教育総務課長 こちらの点検評価報告書の順に申し上げても大丈夫でしょうか。青海島地区、渋木・真木地区がサンデンさん。俵山地区はNPO法人ゆうゆうグリーンさんに委託しております。油谷地区につきましては新日本観光さんに委託しております。

田村委員 その委託ですけれども複数年契約のようなことになっているのでしょうか。何年契約か、それぞれお答えください。

秋津教育総務課長 サンデンさんと新日本さんにつきましては、3年の長期継続契約を結ばせていただいております。NPO法人さんにつきましては1年ごとの契約となっております。

田村委員 はい、わかりました。それぞれ実績もありますし、安全に運行されているということに気をつけられていらっしゃると思いますけれども、業者さんについては選定理由があると思いますけれども、それぞれ選定理由について、お聞かせ願えればお願いします。

秋津教育総務課長 新日本さんとサンデンさんにつきましては、入札の登録業者の中から市内がその2か所ということで、入札指名させていただいて安価のほうを選んでおります。NPO法人のゆうゆうグリーンさんにつきましては、俵山地区に根差してしっかり事業されているということと、子供たちのために何かというような熱意もありまして、あとは、俵山地区の運行をなかなか請負っていただくのが、市内業者が2者しかございませんので難しいということもございしますが、俵山地区、ゆうゆうグリーンさんがしっかり俵山地区の事業をされているというところで選定のほうをさせていただいております。

重村委員 それではスクールバスの事業で、先ほどの発言と関連するんですけど、1か月近く学校が休業になって、当然、新型コロナウイルス感染症の対応ですから、部活動等もなかったということで、スクールバスは1か月間丸々運行していない状況が考えられるんですね。部活動もないですから。業務の委託料というのは見直しを図ろうと思えば当然1か月分減額というような形で委託料の見直しということも選定としてはあったかもしれませんが、この執行率から見

ると、すべて支払われているんじゃないかなというふうに思いますけど、そのあたりの考え方と実際にどうだったのか、お尋ねをしたいと思います。

秋津教育総務課長 議員ご指摘のように、コロナウイルス感染拡大防止のため、本市では、令和2年度において4月から5月にかけて学校の臨時休業を行ったところでございます。臨時休業に伴いまして、スクールバスの運行日数は1か月程度大幅に減ったところなのですが、この臨時休業につきましても、県からの要請を受けまして市が決定したことによるもので、受託業者の理由によらないものであること、また、運転業務や車両の維持管理に係る年間を通じた人件費が委託料の大部分を占めておりまして、運行しない期間でも人件費がかかること、さらに運行こそないものの、臨時休業期間においても、受託業者はスクールバスの点検等の維持管理をされていること、あと、参考にしましたのは、県立学校のスクールバスについても減額をしないということがありましたので、こういった理由から、運行委託料の減額は行わなかったところでございます。以上でございます。

岩藤委員 今の質問の関連なんですけど、スクールバス運行の委託料が昨年と比べて32万3,900円の増額となっており、燃料費が24万6,503円の減額となっております。燃料費は運行がないので燃料費が減ったというのは分かるんですが、32万3,900円の増額という理由が何なのか教えていただければと思います。

秋津教育総務課長 令和元年度の10月から消費税が増税になりまして、令和元年度は半年分の増税分だったんですけれども、令和2年度は1年分増税となった分の影響でございます。

重廣委員 燃料費なんですけれども、この燃料費につきまして、これはもう委託料には入っていないというふうなことですね。

秋津教育総務課長 委託料の中には入っておりません。

重廣委員 これも何年かやっておられますから、委託料の方に入れるべきではないかと私は考えております。燃料だけは市が持ってくれるからというやっばり考えが出てくると思うんですよ、各業者が。平均大体どのぐらいというのは計算で出ると思いますので、委託料のほうに割って計算して入れるのがベストではないかなと思うんですが、これは検討してみてください。それと先ほど、コロナ禍においていろいろ出ておりますが、車のメンテナンス等でありましたよね。1月間は運転されなかったんでしょうけど、業者さんに委託されてるところは当然、他の仕事もまぜながらやっておられますから、まるっきり休むとかならないと思うんですが、NPOさんのいろいろ経費は引く必要はなかったというふうな説明がありましたけど、NPOさんが使っておられますバス2台ですか、これは市が維持管理されてますよね。車検等はどのようになってますか。

秋津教育総務課長 車検等の費用につきましても、市の方が負担しております。

重廣委員 業者さんのほうのバスは維持管理はどうなってますか。

秋津教育総務課長 スクールバスにつきましては、全て市の持ち物でございますので市のほうが負担しております。

重廣委員 成果の部分にございますが、この差異っていうのは今、定期券等の個人的な補助であって、スクールバスのところに差異があるとは考えておられないわけですね。

秋津教育総務課長 考えておりません。

重廣委員 このスクールバス運行に関しまして、燃料費だけは市が持つという考え方がちょっと私は難しいと思って、各業者さんに全て燃料費込みでお願いするというふうな、何て言いますか、運転してみますと単純に言ったら自分の車を運転したらアクセルをずっとふかすとか、いろいろな使い方があると思うんですが、燃料だけはこれはもう自由に、例えば市のチケットで入れられるからという判断で運転されるよりも、車を大事にするという意味で年間でリッター当たり、年間当たり業者さんはこの区間ですから大体キロ数がわかります。それで、このぐらいの燃料ですよと。また高騰すればちょっと金額は変わってきますけど、そのあたりの判断をちょっと検討していただきたいと思っております。如何でしょうか。

秋津教育総務課長 今の委員のご指摘のとおり、少し検討してみたいと思えます。

岩藤委員 車検とその他の費用が 415 万 5,367 円になっておりますが、これはスクールバス運行協議会が開催されております。この方々の費用弁償と言いますか、そういうものが発生しているのかどうかお伺いをいたします。

秋津教育総務課長 車検、その他の費用の中には、運行協議会の費用弁償等は含まれておりません。

岩藤委員 それでは、ボランティアで協議会に参加をされているという理解でよろしいでしょうか。

秋津教育総務課長 ボランティアと言いますか、保護者の方と学校と教育委員会が年 2 回程度話し合う場として設けておりますので、ボランティアというか特に費用弁償等はお支払いしていない状況でございます。

早川委員 点検及び評価報告書の番号 7 で、事業名が要・準要保護児童生徒就学援助事業についてお伺いしたいと思えます。これは毎年、課題と今後の取り組みの中で、就学援助の申請率が県内他市と比較して低いということが毎年書かれているんですけれども、これに対しては今年度は何か取り組みをされたんでしょうか。

河瀬学事班主査 長門市の認定率が低いということなんですが、学校により認定率に大きな開きがあることから、周知に課題があるのではないかと考えてお

ります。地域性によるのかもしれませんが、保護者の認知度に大きな差があることも考えられます。文書や市報によるお知らせのほか、他課、子育て支援課等、また他の関連課等にもお願いしまして、支援対象となる可能性がある保護者に紹介をしております。また、学校においても経済的に困難な状況ではないかと思われる家庭に制度を紹介しております。今後も関係部署と連携を取り、制度の周知に努め、現在の生活保護基準の1.3倍未満という認定基準については、対象がわかりにくいため世帯構成で数パターン作成し、収入基準等の算定額例を作成し、更なる周知を行っていきたいと考えております。

重村委員 すみません。僕の聞き洩れかもしれませんが、先ほど早川委員が言われた県内各市と比較して低い、申請率が低いという認識、これは地域性もあるかもしれないということもありましたけど、それで私は、下関市とか山陽側の開きが大きいところと一緒に率になるかということ、私はそうではないだろうと思うんだけど、申請率が低いというふうに教育委員会として認識しているのであれば、それが何故なのかという結論的なものを持たないといけないと思うんですよ。何故かな、何故かなで終わってはいけない。やっぱり何年も続くのであれば、多分これじゃないかと。先ほど言われた周知が徹底してないんじゃないだろうか、知らない保護者が多数いらっしゃるんじゃないかというところで、そのように思われるのであれば、やっぱりそこを強くしないといけないし、その認識っていうのはある程度ターゲット絞らないと私はいけないと思うんですよ。何故かな、何故かなでは駄目、ここらあたりの認識っていうのを教育委員会としてどうなんですか。申請が低いのは、多分これじゃないのかなっていうのがあるはずですよ。これは、どのように認識されているかちょっと具体的に、はっきり教えて欲しいんですが。

坂野教育部長 私はこの4月にやってまいりましたけれども、この話というのは昔からよく聞いていた、議員さんのご指摘等もございましたので、すぐにどんなものなのかなと、要は周知の仕方ですね。ちょっと確認をいたしました。やはり、家族構成が例えば、先ほど河瀬のほうが申し上げましたが、やっぱりこういうお宅ならこれぐらいの収入というのが明確に、それは必ず該当とするとは限りませんが、目安が非常に分かり難いちょっと説明というか、なっていたので、まずそこを改善してみて、それでもまだ、対象者っていうのは申請がないと調べられないわけです。ですから、申請に繋がるように分かり易い家族構成と収入の例を挙げて、例えば1人親世帯だったら何となくなるかなと思われる方もいらっしゃるかもしれません。母子とか、父子とか、ただ共働き世帯でもこれぐらいだったらちょっと申請されてみたらどうですかっていう目安を明確にする必要があると考えております。そのようにやっていきたいと思えます。

重村委員 今の部長の見解を聞くと、やはり周知がまだ徹底できてないと。皆さんに認知をしていただいていないということですのでよろしいですね。そこを強化しないといけないんだということですか。

坂野教育部長 徹底していないというか、わかりやすく周知をしていく必要があると思っております。

重村委員 はい。わかりやすくね。これ以前、前議員であった田村哲郎さんあたりもここというのを、特に親の貧困によって教育が受けられないとか差別があるということが絶対いかなんかということ強く言われていましたけど、ぜひ思うのが、やはり毎年4月になると、例えば1人だった子供さんが2人になるとか。例えば、小学校1人だったのが今度2人になるとか。世帯の状況っていうのは変わっていくと思うんです。だから、この家庭はもう大丈夫だって思うんじゃないくて、実はお父さんが、極端に言うと何かのご病気で入院するとか、だから毎年その家庭の状況は変わるんだという、そのくらいの思いを持ってね、毎年全世帯を対象にまずこの事業というのを知ってもらう。ここから申請の窓口っていうのがハードルが高くないように相談に来てもらうということを努力していただきたいというふうに思います。それと1点確認で、以前、元の田村議員っていうのは特に1回立替えることができない世帯があるんだと。例えば、小学校から中学校に上がる時に、例えば制服がいる、カバンがいる、いろんなことで出費が嵩むわけですね。そこを、一時立替え払いであとではい、申請されたから払いますよっていうんじゃないくて、その前に、やっぱその立替え自体がもう無理なんだというような議論がされた経緯があったと思いますけど、今この事業について、そういったものが発生していないか、ちゃんと立替えがなく支給ができていないのか確認させていただきたいと思います。

伊藤教育長 委員ご指摘の部分です。特に新入学のお子さんの準備、新入学用品の準備に多額のお金が必要となります。したがって、県に先立って、長門市は29年度から前倒しで先に、入学を前に支給を行うという新制度にしております。そういう制度は用意しております。で、そうでない、今、立替えが難しい家庭があるのかっていうことですが、現状今、あるかないかということが本当に、ないと答えても実際あるかもしれませんし、そこはちょっと断言できません。できませんけれども、システム上、今6月中に審査を行いという形で、できるだけ早く認定をするということで対処しておるところで、新入のお子さんについてはもう29年度にそういう制度を設けました。

田村委員 それでは評価書の中程、事業の実績のところなんですけれども、この事業の周知については、小学校も中学校も複数回プリント持って帰っておりますのでそれで十分かなというふうに思います。あともう1つは、課題があるとなれば、先ほど部長が言いましたようなわかりやすさというところじゃない

かなと思うんですけれども、その中ほどにあります、表があるんですが、申請認定状況というところですけど、小学校で 17 世帯中 13 世帯、中学校で 9 世帯中 7 世帯という認定世帯数が記載されております。これ、すべて認定に至らなかった理由というのをお聞かせいただけますでしょうか。

河瀬学事班主査 今述べられておられたのは、新型コロナウイルス感染症対策の影響により収入が減少した世帯に対する就学援助でありまして、すべて認定に至らなかった理由っていうのは、先ほど申し上げたように、生活保護基準の 1.3 倍未満以上の収入がありましたので、認定に至らなかったということになります。

米弥委員 決算書が 242 ページで、主要な施策が 129 ページの教育支援センター事業についてなんですけど、市内不登校児童生徒が増加傾向にありますけど、この現状をどう評価しておられるのかお尋ねいたします。

有馬学校教育課長 現在、不登校児童生徒は増えております。その現状なんですけども、様々な要因がございまして、やはり学校に関わる状況もございまして、家庭に係る状況、ただ、また本人に係る状況がございまして、それぞれその要因が様々でございまして、それぞれに応じたきめ細やかな対応をするように、市教委としては対応しているところでございます。

米弥委員 今後の課題として、特別支援教育の専門的知識を踏まえた支援体制を構築するために、教育支援センター会議のさらなる充実を図る必要があるというふうにありますけど、このさらなる充実を図る必要があると、具体的にはどういうことを言われるのかお尋ねいたします。

有馬学校教育課長 現在、教育支援センターに勤めておる職員、元教職員であるような経験を持った者ですが、さらに、スクールソーシャルワーカー等よりカウンセリング等への専門性を持った職員による指導を受けることによって、現在の職員の資質をより向上させて、そして、より良い対応ができるように努めているところでございます。

早川委員 これは令和 2 年度も専門性の知識を持った、その方はいらっしゃるんですけど、たんでしょか。

有馬学校教育課長 令和 2 年度もそういった方がおりますので、連携しながら努めておるところでございます。

早川委員 この支援センターって、やっぱり小学校から中学校、もしかしたら高校までずっとこちらに通うっていう生徒がいらっしゃるかもしれないです。ちょっとそこはよく私もわからないんですけれども、長期に渡って通うことがないようにされているんだと思うんですけれども、ここの先生方っていうのは、何年交代っていうか、結構長く続けられるっていうことは大事だと思うんですけれども、経験とかを生かす、子供との関係を生かすっていうことで、大体何人

ぐらいの先生が、年間っていうか、平均何年ぐらいこちらに勤められるんでしょうか。

伊藤教育長 それでは、学校教育課を昨年までやっていましたので、私のほうから。何年ということとはございません。長くて 5 年等です。ご都合により、1、2 年で辞められたりってということもありますが、今課長のほうから申しましたが、やはり先ほどの米弥委員のご質問にもあたるんですが、不登校という部分の背景に特別支援教育の背景が非常に今強くなっているのがここ数年の現状でして、従いまして、今年度、令和 2 年度終わりました 3 年度につきましては、特別支援教育の全市的な知見を持って学校を回られたような OB、それから不登校の子供への対応がとてもよかった養護教諭であるとか、そういった者の人選を選んで、今戦略的な配置をしておるところでございます。従いまして、長さにつきましては事情がありますので、一定ではございません。

早川委員 お答えを聞いて安心したんですけども、多分子どもたちって、この先生には懐くっていうか、心を開くとか、この先生にはちょっとなっているところがありますし、あと変わる時に、先生が変わる時の配慮も今後していただければ、これすごい大切なところなので、していただければと思います。いいです、ありがとうございます。

田村委員 それでは支援センターなんですけれども、常駐の職員さんというのはいらっしゃるんでしょうか。いらっしゃれば何人いらっしゃるかお答えいただけますでしょうか。

有馬学校教育課長 現在センターには、センター長含めて 4 人体制で勤務をしております。

岩藤委員 この成果というか、あれですけど、保護者と教職員の方もですね、いろいろやはり大変だと思うんですよ。心のケアっていうのを、教職員の方にどのような感じで対応されているのか、私もちょっと今日立哨している時に、もう、行かん行かん泣いて、すごい経験をしたんですけど、そういうふうになだめすかされる、すごく先生がまいってしまうんじゃないかなって、ちょっと現場を見て思ったんですね。この教育支援センターが、そういう先生方にどういうふうなフォローというか、立ち位置になるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

有馬学校教育課長 支援センターの職員は様々な形で児童生徒、それから現場の教職員、あるいは保護者の方へのフォロー、支援をしております。児童生徒が来所したときには直接学習の仕方を支援したりということもございますし、またいろいろな話を聞いたりということを行います。また、学校のほうにも、その来所している子どもたちは時折学校のほうにも行きますので、その時に同行したりもいたします。また、教職員や、あるいは保護者の方からの相談もご

ございます。電話での相談、来所での相談がございますが、どちらにも丁寧に対応しているところでございます。

岩藤委員 今の答弁聞いて、先生方にも、好評という言い方はおかしいですけど、少しは仕事に対しての意欲に結びついているっていうふうに理解していいんでしょうか。

伊藤教育長 教職員に対してカウンセリングを行うというふうなことは行っておりません。はい。1人の子どもを通してセンターと学校とでいろんな角度から一緒に協議していくことで、教員も自分だけが悩んでいるんじゃないっていうことで安心感を得ると思うし、それから、今すごくいいなと思っているのは、あるお子さんの件を通して、センターと教職員とか情報を非常に共有している。だから教職員もセンターに再々顔を覗ける。逆に支援センターの相談員も学校に出向いて子どもの様子を見る、そういうふうな共有ができています。これは1人じゃないという、教職員に大きな安心感に繋がると考えております。以上です。

田村委員 それでは評価書の17ページ、「いじめ問題等対策事業」についてお尋ねします。決算書244ページでしょうか。まずですね、令和2年度に教育委員会で把握しておられるいじめの件数がありましたらお願いします。

中村指導班長 令和2年度のいじめの件数です。いじめ防止対策推進法第2条の定義によるいじめの定義に則って評価したところ、学校においていじめと判断された件数は、小学校で31件、中学校で22件でございます。

田村委員 小学校が31件、中学校で22件とお答えをいただきました。この数字について、教育委員会といたしましてどのように評価をしておられるでしょうか、お尋ねいたします。

中村指導班長 毎年ですね、長門市内の全小中学校から児童生徒の問題行動、不登校などの指導に関する諸課題、その調査がございまして、それから上がってきた内容を精査したところ、いじめの要因ではやはり悪口、嫌な名前と呼ばれたとか陰口など、言葉によるいじめが大半を占めております。中学校では、そのほとんどがスマートフォンなどのSNSを介しており、LINEグループでの入会、退会のトラブルや誤解を生む表現によるトラブル、あとインスタグラムの質問箱による誹謗中傷などというところがいじめの要因に挙げられております。

田村委員 分かりました。それでは、未然防止早期発見が重要ですけども、令和2年度におきまして、その未然防止であったり、早期発見が功を奏したという事例がありましたらご紹介ください。

中村指導班長 長門市では、各学校で毎週生活アンケート等を行っております。そこから情報を得たり、あとは生活ノート、日記というものですね、から情報

を得たりと、いろんなところから情報を得て早期に対応するという形を組織的に行っております。

田村委員 その未然防止についてですけれども、例えば、何件のいじめを阻止できたとか、そういった数値を把握しておられましたらお願いします。

中村指導班長 すいません、いじめの案件になったものだけが上がってきておりますので、実際のところはちょっとこちらのほうでは把握できておりません。

岩藤委員 ちょっとあれですけど、いじめとか、教育支援センターとかにもいろいろ、スクールソーシャルワーカーをやられている方がいらっしゃるんですが、今長門市には何人そういう方がいらっしゃるのかお伺いをいたします。

中村指導班長 スクールソーシャルワーカーは今 3 人ほど雇用しております。

岩藤委員 3 人はいろいろ特性があると思うんですけど、私もいろいろ講習を受けた時にこの方々たち、すごく重要性を持っていらっしゃる、受けたことがあるんですけど。今 3 人で配置が万全だと思われているのか、そのところをちょっと教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

伊藤教育長 配置は万全かと言われれば、それはおったらおったほうがいいです。しかしながら、これには資格がございまして、精神保健福祉士と、社会福祉士とそういう資格を持った方のみ行える方でありまして、そういった方々は、お昼には施設だとか病院だとかということで、定時の職業を持っておられます。お仕事が終わられて休日だとか、それから夜間に子どもたちのお家に入って、家庭に入り込んでっていう形で活躍していただいていますから、おったらおったほうがいいですけれども、これはそういう人もなかなか見つからないっていう、もう一生懸命探して 3 人ですというのが現状でございまして、また、この地区から県のほうの SSW で派遣された方もおられます。そういった方のスーパーバイザーとして会議には呼んで意見を聞いたり、アドバイスをもらったりしながら、取り組んでいるところです。

重廣委員 少し飛びますが、評価報告書の 27 ページ、コミュニティ・スクールについて伺いたいと思います。これ成果の部分で、いろいろな研修会等をやりました、教職員学校運営協議会委員の地域とともにある学校づくりへの参画意識が高まったというふうに評価として、教育委員会に出られておられるわけですが、教職員はわかりますが、学校運営協議会の委員等にアンケートなり、そういう意識の高まりというのはどのように確認されたのか、ここの成果に書いてありますから、いくらかそういう判断をされたんでありましようけど、ちょっと私これが疑問でございまして、どのようなアンケート等をとられて、こういう成果を出されたのか伺いたいと思います。

有馬学校教育課長 市の教育委員会の指導主事も、学校運営協議会のほうに、できる限りなんですけれども出させていただいております。その中で、市内 16

校の運営協議会、あるいは、みすゞ学園の合同の学校運営協議会に出席をさせていただく中で、やはり皆様方の学校運営、学校支援に対する知識が非常に高まってきているっていうのを訪問する中で感じているところが1つございます。**重廣委員** 確かにその運営協議会の中では、昔は静かであったけど最近は議論が活発化しています。昔に比べましたら、そういうところを見られたという判断でこのように書かれたということですね。それと、これ2年目になりますかね、学校運営協議会の方に報酬を設けられていますよね。私は以前この報酬は必要ないんじゃないかという議論をさせていただいたんですが、教育長と。これは、3,000円でしたか、ちょっと金額よくわかりませんが、年間それを渡すことによって、より充実を図る体制を整備するというふうに書いてありますが、そのことについて実際にそうなのかどうか。私はこのお金は必要ないんじゃないかというふうに以前は申し上げました。2年経ってみてですね、本当に必要かどうか、現時点でどのような判断をされているか、どういう見解をお持ちか伺いたいと思います。

伊藤教育長 令和元年度からこの制度を始め、平成30年度に重廣委員さんとそういう話を、議論をさせていただきました。今どう思っているかっていうことですが、やはり私は必要であったというふうに考えております。なぜならば、これは学校運営協議会委員というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されたポストでございます、かなり重みのあるポストであるということをお互いに自覚してもらい、この制度を継続、そしてきちんと活用するためには、この制度、整備のためには必要であったというふうに考えておるところでございます。今後もさらにこれを、そうですね、そのことを意識して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

岩藤委員 決算書の244ページ、ちょっと説明資料にはないんですけど、070ICT教育推進事業について伺いをいたします。プログラミング教育推進業務委託料で29万405円出ておりますが、これどこに委託をされたのかを伺います。

有馬学校教育課長 NPO法人「つなぐ」に委託をしております。

岩藤委員 私も先般、しごとセンターで行われたICT教育についての講座に参加しまして、令和6年度、2025年4月に大学入試共通テストに情報を新設ということで、いろんな教科としてそういうふうに独立した教科になるというふうなことを知りました。ICT教育っていうのは、やはり今から農業をドローンとか、観光でもVRとか、遠隔医療とか、いろいろな場面で必要になってくると思うんですが、これからこのICT教育について長門市としてはどのように取り組んでいくというふうに思われているのか伺いをいたします。

有馬学校教育課長 今、世の中がどんどんと変わっていく、進化していく中で、ICT教育の推進は非常に大事な部分だと思っています。ICTということで、コ

ンピューターにより慣れて使いこなせるようになるということも非常に重要ですので、各学校では配布しましたタブレットの活用を進めているところでございます。同時に、プログラミング教育ということで、やはり論理的な思考、そのあたりについても非常に大事なところですので、そのところもしっかりと、力を入れていきたいと思っています。

岩藤委員 それでは、教材といいますか、情報としてはやはり今からも「つなぐ」とさんと一緒に連携をしていこうというふうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

有馬学校教育課長 今ございました、エムボットを使ったプログラミング教育につきましては、これからも NPO 法人「つなぐ」さんにお世話になって、すべての学校で推進していきたいと思っています。

伊藤教育長 ちょっと付け加えさせてください。「つなぐ」に委託をしたっていうのはもう 1 つ理由がございまして、「つなぐ」のほうでロボット管理、ロボットの受け付け、ロボットの配達、そして支援員を送る、学校現場で子どもたちがプログラミング教育を非常に楽しく学ぶ、そしてそこで興味を持った子どもたちが、土日等に「つなぐ」で、しごとセンターで行われますプログラミングの講座が多々あります。そういったところに自由意思で参加するっていうふうな好循環を生みたいという思いもございまして、そういうことで「つなぐ」に委託したところでございます。

田村委員 それでは評価書の 21 ページ、決算書は 246 ページと 250 ページ。学校教育情報化事業についてお尋ねいたします。教育用校務用パソコン等整備事業にリース料が計上されておりますけれども、これリースになっている理由をお答えいただけるのでしょうか。購入じゃ駄目なんのでしょうか。

秋津教育総務課長 リース料につきましては、教育用校務用パソコンの整備が大変高額になりますことから、ファイナンス・リースと申しますか、60 回の分割みたいな形で、費用負担の平準化を図る観点から、リースのほうで組ませてもらって事業を行っておるところでございます。

田村委員 60 回分割でということはわかりました。これ、購入に比べてリースのほうにメリットがあるという理由についてお聞かせ願えますでしょうか。

秋津教育総務課長 総額は、もちろん一括で購入したほうが安くなるんですけども、1 年に高額のコストがかかるか、それを 5 年間に平準化して費用負担が軽減、1 か年にかかる負担が分散されるといいますか、そういった面でメリットがあると考えております。

田村委員 ということは、これ 5 年間リースで支払いが終わるということになっていますが、リース満了後のパソコンについては学校の所有ということになるのでしょうか。

秋津教育総務課長 議員ご指摘のとおりでございます。

岩藤委員 決算書 250 ページの、2 目「教育振興費」、015 学校設備・備品等整備事業の 207 万 9,544 円についてお尋ねをいたします。これ議会のほうにもよく要望が載っています。日本理科教育振興協会。それで、理科教材用備品を 207 万 9,544 円購入されたと思うんですが、どのようなものを購入されたのか、どのように充実を図られたのかお伺いいたします。

秋津教育総務課長 こちらの整備事業につきましては、実験等の活動を通じ、科学に関心や興味、探究心を高める必要があるとして理科算数教育の充実のために国が補助している制度でございます。具体的な品目につきましては、理科の実験に使うような道具、例えば顕微鏡であったりですね、あとはこの原理の実験装置とか様々なものを購入しております。令和 2 年度は小学校のほうで整備させていただきまして、理科で 71 個、算数の備品として 12 個ほど買わせていただいております。

岩藤委員 小学校のほうに配置をされたというふうな答弁だったと思いますが、こういうふうな補助というか、これ、紐づけというか、これに使ってくださってという予算になるのか、国からいろいろそれは各市町に任されていると思うんですね。それで、今後もですね、今度は中学校であるとか、実験材料がすごく必要になってくるのではないかなと思うんですが、このような整備をまた今後ともされていく予定があるのかどうかお伺いいたします。

秋津教育総務課長 令和 3 年度が中学校のほうで予算を取って整備するようしております。ある程度の金額がないと補助の対象になりませんので、毎年っていうのはちょっとやってないんですけれども、2、3 年置きに 1 回ぐらいは整備するような形で、今回は新学習指導要領の改訂に合わせて整備を行ったというところでございます。

田村委員 それでは評価書の 22 ページ、決算書でいくと 246、248、250 になると思いますけれども、小・中学校情報機器等整備事業についてお尋ねをいたします。令和 2 年度に整備をいたしました、ギガスクール端末購入費の部分ですけれども、これ、児童生徒 1 人当たり 1 台の数を整備されるということによってよろしいでしょうか。

秋津教育総務課長 こちらにつきましては、先ほど議員お尋ねのあったリース料のほうですすでにタブレットを各学校に 1 クラス分ずつ整備していたものがありまして、そちらも活用したいということで、そちらのリース分を小学校 1 年生に配備しまして、残りの 2 年生以上中学校 3 年生までの台数を、こちらのほうで整備したところでございます。

田村委員 はい、わかりました。ちょっと評価書と決算書の数字の見方について確認をしたいんですけれども、まずですね、小学校 1,200 台でギガスクール

端末購入費です。こちら、評価書のほうでは 5,024 万 4,000 円というふうになっております。決算書のほうでいきますと 148 ページの、これ学校用備品のところになるのかなと思うんですけども、これが 5,038 万 8,430 円ということで、若干数が違うんですけども、これどの数字が入っているのかお教え願えますでしょうか。今のところもう一度ご説明します。まず、評価書 22 ページの情報機器等整備事業の取り組み状況の欄です。ギガスクール端末購入費小学校分 1,200 台が 5,024 万 4,000 円という数字になっております。で、それとつになる数字ですけども、248 ページの、学校用備品という小学校情報機器等整備事業、これについては 246 ページですけど。1 枚めくって、248 ページの学校用備品のところに、5,000 万円という数字があります。5,038 万 8,430 円になっております。これ差額約 10 万円ぐらい差額があるんですけど、どの数字が入っているのか、評価書の。これをお答えいただければと思います。

秋津教育総務課長 今の数字ですけども、決算書に入っている数字は先ほどありました、点検報告書 22 ページのギガスクール端末、5,024 万 4,000 円と、一番下のほうにありますマイク付きヘッドホン購入、こちらも備品になりますので、こちらの 14 万 4,430 円を足した数字となっております。

田村委員 ありがとうございます。ということは中学校も同じということで、よかったですね。スッキリしました。ありがとうございます。それでは、この令和 2 年度に整備されましたタブレット端末ですけども、活用状況をお答えいただけますでしょうか。

有馬学校教育課長 それでは活用状況についてお答えします。現在、市内どの学校におきましても、徐々に活用の頻度が増しているところでございます。特に夏に教職員対象の研修会を行いまして、そのことで、2 学期からまたさらに活用が進んでおります。

田村委員 わかりました。今、授業のほうで随分熱心に使われているということで、数学、理科、国語あたりですね、使われているというふうにお聞きします。これどんどん活用していただきたいと思うんですけども、それでは、家庭での通信環境整備補助事業というのをされております。これを整備された目的は何でしょうか、お聞きします。

秋津教育総務課長 まだ長門市のほうでは始まってはいないんですけども、家庭での持ち帰り学習等に向けまして、家庭での通信環境が整っていない家庭に対しましてほっちゃんのインターネットを活用するための初期費用、加入負担金だとか、工事費用とかを補助しております。

田村委員 家庭への持ち帰りについては令和 3 年度以降にされるということでしょうか。この審査とはちょっと違うかもしれませんが、今後、家庭での持ち帰りについてどのように計画をしておられるかお尋ねして終わりたいと思い

ます。

秋津教育総務課長 家庭への持ち帰りにつきましては、まだルールとかですね、いろいろ課題点を洗い出している途中ですので、来年度以降実施に向けて、持ち帰りを検討しているところでございます。

早川委員 令和2年度は小中学校で20何世帯に補助事業をされたんですけども、これまた年度が変わると新生が入る段階で、またアンケート等はされるんでしょうか。そのアンケートの時期っていうのは、いつなんですか。

秋津教育総務課長 令和3年度も実施しております。この事業につきましては、就学援助世帯を対象にしておりますので、就学援助の認定者に通知をする際などに同封させていただいて周知をしております。

早川委員 すいません、これ執行率が61%と低いんですけど、これの理由だけお願いします。

秋津教育総務課長 主な理由は学校の通信ネットワーク工事の入札残によるものとなっております。令和元年度3月補正で計上しまして、令和2年度に繰り越しを行いました。予算の段階では概算工事費でございましたことから、その後、設計事務を行いましたし工事内容を精査した結果、事業費が大幅減になったものでございます。

重村委員 それでは決算書が278ページ、点検報告書が15ページです。学校給食センター運営管理事業です。令和2年度の決算にあたり、この運営管理事業の中で、大きく変わる年だったと思うんですね。1つは学校給食センターを民間業者に委託する準備をする、最終年度。ということは、保護者の方へ説明であったりとか、子どもへの周知であったりとか、あとは調理員さんへの周知、協力。議会は実は、予算委員会では修正案が飛び出すなど、このセンター業務の民間委託ということに関しては、非常に議会も注目をしていたかというふうに思います。それで成果のところ、予定どおり遂行することができたということしか成果で書いてございませんけど、一連のこのセンター業務を民間業者へ委託する、そして業者を決定する。そして準備を図るところまでは2年度の事業であったろうと思いますけど、総括的に、これは部長か教育長に、この業務がどのように移行され、どういう反省があったのか、全く反省点はなかったのか、見解をお尋ねしたいというふうに思います。

坂野教育部長 調理業務を外に出したというわけですが、専門の事業者ということもありまして、そうですね、安全管理面等々、かなり充実が図られたものと考えております。直接指示はできないものの、ちゃんと向こうの業者さんにも責任者の方がいらっしゃって、給食センターにもセンター長で責任者がおられるわけで、ちゃんとしたやりとりができていく状況にあると思っております。異物混入等も非常に例が少ない。今年になってですね。そういうきちんとした成

果といたしますか、数字的なもの、そういう事故例というか、そういうものもございませんので、ほとんどございませんので、衛生管理面における体制というものは強化充実されたという思いで今のところおります。

重村委員 若干趣旨と違うご答弁かなと思います。この事業を、やっぱり教育委員会として、子どもは給食が出てくることは変わりませんよ。だけど、その背景の裏には、日置の分を取り入れてまずは 1 センター化をした、それで最終的にはそれから民間事業所に委託する、何と言いますか、周知徹底をきちんと図るということ、ご協力いただくということ、そして民間業者を決定しないといけないということ、この事業の一連の教育委員会の決定、推進に関して、反省点があるのではないか、全く無いのか、そういったところを聞かせていただきたいと思います。

伊藤教育長 令和 2 年度における作業としましては、業者の選定、それからその前に保護者への周知と意見聴取ということでありまして、まず 1 点、保護者への周知、意見聴取という部分につきましては、全ての学校に教育総務課が出向きまして保護者への説明会を、PTA 総会等の場をお借りしてしたわけですけれども、それが不十分であったという声も確かに受けとめておりますし、そこが反省点と言えば反省点であろうというふうに考えております。それから業者選定につきましては、プロポーザル方式で厳正なる審査を行い、適切な業者選定ができたというふうに考えておるところでございます。

重村委員 はい、ありがとうございます。それではもう 1 点、この点検報告書の中の一番下に、先ほどからですと臨時休業に対する対策事業として、まず、従業員の方の休業補償、勤めていらっしゃる方です。これは 166 万円余りということ。それから、これはニュースとかにも出てましたけど、臨時休業の対策の納入業者、その方にも対策費補助金という形で 85 万 8,000 円余りが支払われていると。それで、1 か月間ぐらいの急遽、イレギュラー的に給食を止めるということになったわけですけれども、業者との折衝の中で、これは教育委員会のほうから申し入れられたのか、それとも業者のほうから補償して欲しいという話だったのか、まずその経緯を聞かせていただきたいと思います。

惣代学校給食センター所長 教育委員会のほうでは、学校が臨時休業になって給食も中止となりましたことから、国のほうが学校臨時休業対策費補助金というのを創設されました。そうしたことから、3 月の学校給食で、あらかじめ納入をお願いしておりましたところの 23 の業者に対して、損失があれば申し出てくださいということで、実際には、令和 2 年 6 月の補正予算で、その時に調査して、12 の事業者が今のところまだ損失となっているものがありますということでありました。ただ、その後、転売ができた、或いは給食でまた使うことができたということで、最終的には 4 つの納入事業者からの申請があったものでご

ざいます。そうしたことで、給食センター、それから教育委員会のほうから、業者さんのほうには調査を行ったということでございます。

田村委員 それでは、学校給食費の決算書ですけれども280ページ、「賄材料費」があります。これは保護者負担ですよ。徴収率をお願いします、令和2年度の。

武林教育総務課長補佐 令和2年度の給食費の徴収率は100%になっております。

早川委員 これまで地産地消、納入業者の長門市のものを、市内のものを給食で使って、一生懸命使って来られたんですけれども、令和2年度は25%と下がっているんですけれども、その理由をお願いします。

惣代学校給食センター所長 給食センターでは、地産地消、これには力を入れております。今、市内産については25%に下がっているということでありまして、県内産については県が70%の使用率、県産の食材を70%を目標ということ掲げておりますけれども、県でもこれを平成30年度から令和元年度には達成することができております。本市でもその県産については、平成30年度では県の平均を17.1ポイント上回っておりますし、令和元年度では6.1ポイント、それから今言われた令和2年度では12.5ポイントほど、県産の分については上回っております、県の中でも高水準、これを維持しております。市内産の分につきましては、令和2年度は25%、ちょっと低い率になってしまいましたが、背景としまして平成31年4月から日置の学校給食センターも長門の学校給食センターに取り入れて一本化となったと。その当時、240食程度を日置の給食センターで作っておったんですが、それを引き受けたことで、近年では一番多い給食の提供をする、約2,400食を、そういうものを作ることとなりました。そうしたことで、野菜についてもなかなか市内産でということが業者さんも揃えることがちょっと、市内産が揃えられませんでしたということもございました。それから、令和2年度は他にも、年度の途中からなんですけど、パンの業者さんが、市内のパンの業者さんが給食用のパンをちょっともう作ることができませんということになって、今、山陽小野田のパンの業者さんからのみ納入を受けております。米についても、市内産米を使っておったとこなんですけど、今年の4月、5月にコロナの休業がありましたので、仕入れている学校給食会のほうが、お米をいっぱいストック状態になってしまっていて、長門市さんもちょっと市内産というのじゃなくて、ちょっとこっちのまず今ストックがある分、県内産を使ってくださいってということになって、その後、またトビイロウンカの被害があったりして、また市内産が使えなかったりという状況が続いております。いろいろと複合的な要素が重なって、ちょっと思うように市内産の率が伸びなかったということでありまして。

早川委員 令和2年度に関しては、いろいろあったんだと思うんですけども、令和元年度の意見書とか課題とかを見てみると、ずっと作付面積の、この課題と今後の取り組みにも書いてあるんですけど、「作付面積の拡大に取り組むなど」というような書き方を去年も書かれています。去年は「玉ねぎ、じゃがいもの作付を」というような具体的な作物名を出されて、この評価の中に出されているんですけども、これに関しては今後も、この令和2年度も取り組まれたかどうか、今後も続けられるかどうか、お願いします。

惣代学校給食センター所長 先ほどから申しておりますけれども、なかなか野菜を全部揃えることが、市内産で揃えることができなかつたりということがありますので、こういった課題を書かせてもらっているところでもあります。そういったことで、給食センターでは給食用の物資納入の登録業者とは別に、野菜の納入が可能な生産者を協力事業者として登録をさせてもらっております。この登録者を増やす取り組みを進めることで、地産地消の推進に努めているところです。協力事業者の登録にあたっては、県の農林水産事務所が農事組合法人であったりとか、担い手の農家に対して生産指導を行っておられます。それから、栽培の状況を把握できているということから、農林水産事務所の推薦によることで、この協力業者を増やしていこうということでもあります。このため、農林水産事務所と連携を密にして新規法人の立上げ情報を得た場合には、給食食材に使用可能な野菜の作付の働きかけを行ってもらったり、市が生産の情報を得た場合には、農林水産事務所と連携して給食食材として納品が可能であるかの確認を行ってもらって納品を働きかけています。こうしたことで、令和2年度には1者ほど一般社団法人アグリながとでございましてけれども、協力業者として登録ができました。しかしながら、一方でじゃがいもの作付をやめた農事組合法人もあって、一進一退というところでもあります。こうした取り組みが大切であると思っておりますので、今後もこの取り組みを継続していこうと思っております。

早川委員 最後に、この学校臨時休業対策事業の85万8,245円の財源内訳を、主要な施策のほうでは144ページのところに書いてあるんですけども、財源内訳が76万6,000円と9万2,245円となっております。これわかれば、その他はどういったものか。先ほど言われた学校臨時休業補助金なのかどうなのか、教えていただければと思います。

秋津教育総務課長 76万6,000円の財源についてですか。国の学校臨時休業対策費補助金のほうが、4分の3ほど充てられていますのでその金額となっております。

松岡委員 給食センターの民間委託についてですが、応募4事業者の中から、ハーベストネクストを選択されたわけですが、子どもたちの命を預けるという

のにふさわしいという判断をされたんだと思うんですが、このへんの決め手と
というのを。

秋津教育総務課長 4事業者からプレゼンテーションを受けまして、審査の項目
としましては、人員体制や、作業工程表などの技術的な面、あとアレルギー対
応食の調理の仕方や、安全衛生管理の体制など、様々な点から採点いたしました。
ハーベスト社の場合は審査員全員 1 位の点をつけておりまして、協議にお
いても、ほとんどの委員が、バランスが取れている、優れているというような
評価でありましたので、全会一致でハーベスト社を候補者として選定したとこ
ろでございます。以上でございます。

松岡委員 全部委員さん一致で選定されたということですけど、具体的にどう
いうところがよかったというのがあればお願いします。

秋津教育総務課長 特に優れていると評価されたのが人員体制とか安全衛生管
理体制だったと思っておりますので、そちらの体制がしっかりされていたとい
う印象を持っております。

吉津委員長 関連質疑はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なけ
れば、ちょっとここで皆さんにお諮りしたいんですけど、もう 1 時間半経っ
ておりますので、この後まだご質疑のほうは皆さんございますか。まだありま
すか。じゃあここでちょっと暫時休憩いたしたいと思えます。再開を 11 時 15 分
からにしたいと思えます。

— 休憩 11 : 02 —

— 再開 11 : 15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。先ほど発言の申し出がありま
したのでこれを許可します。

秋津教育総務課長 先ほど早川委員から、新型コロナ対策の学校臨時休業対策
事業の財源についてお尋ねがあったんですけども、その際 76 万 6,000 円を補
助金というふうにお伝えしたんですけども、これが学校給食会を通じて入っ
てきておりますので、市の歳入としては雑入として整理しておりますので、そ
の他のほうに入っております。それともう 1 点、申し訳ありません、修正をさ
せていただきたいんですが、点検評価報告書の 16 ページ、3 番の通学支援事業
につきまして、早い時間だったと思えますが田村委員のほうから、スクールバ
スの運行業務委託料の事業者についてお尋ねがあったかと思えます。私、1 番目
と 2 番目はサンデンさんというふうにお答えしたんですけども、1 番目、青海
島地区等がサンデンさんで、2 番目の渋谷・真木地区と最後の油谷地区が新日本
さんでしたので、申し訳ありません、訂正させていただきます。申し訳ありま

せんでした。

吉津委員長 それでは、ご質疑を受けたいと思います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 学校施設改修事業、最初に戻るようになるんですが、これ三隅中学校体育館の屋根工事が元年に前代未聞の誤発注等により、1年間に2度工事されたという格好になったと思います。それで、成果のところ、学校生活への影響は最小限となるように調整し実施したとあります。1年後にまた同じ工事をしたわけですね、学校行事。子どもたちの生活がいろいろ影響はあったと思うんですが、まずどのような影響があったのか伺いたいと思います。

秋津教育総務課長 こちらにも書いてありますように、学校生活への影響が最小限となるようということで、行事等には影響のないようにスケジュールを組んでいただきました。しかしながら、どうしても屋根の葺き替えですので、体育館が使えない期間やグラウンドのほうに資材を置くというようなこともありましたので、それがなるべく体育館を使う行事のないような時期に実施して、影響が最小限となるように実施したところでございます。

岩藤委員 教育委員会事務の点検及び評価報告書の11ページです。有識者の総合的な意見の中に、今教育現場が大きく変化している中で、今教育の場に求められているのは多様性への理解ではないかと思うということで、そのためには多様性に対応できる教育環境の整備が必要になってくるが、その際、市教育委員会には前例がないので、今まで問題がなかったという言葉を決して使うことがないようお願いするというふうに記載があります。このことについて、教育長にお尋ねしますが、どのように、今から長門市の教育現場を考えていらっしゃるのか、いこうと思われているのか、お尋ねをいたします。

伊藤教育長 今おっしゃいましたように、今、多様性、つまりダイバーシティというものが、教育だけじゃなくてすべて社会の中で重んじられる時代になっておりますが、そこに記述がありましたが、オルタナティブ教育、つまり今までの教育に代わる新たな教育ということですが、新たでもないんです。昔から、20世紀初頭から入ってまして、シュタイナー教育等はですね。その精神等はいろんな心理学の中でも使われております。そして、イエナプランっていうのは、異年齢の3学年の子供たちと一緒に教育していくという、これも、ドイツとかオランダで提唱された歴史のあるものです。今、それをすぐに入れるということが多種多様性への対応ではないかなと思います。日々日常にある中で、多様性を考えなきゃいけない場面がたくさんございます。まずはそこをしっかりとやっていくことであろうというふうに考えておるところでございます。

早川委員 決算書では244ページ、主要な施策は130ページ、評価報告書は26ページの教員業務アシスタント配置事業なんですけれども、今後の課題と取り組みのところ、教員の時間外在校等時間の削減がという記述があります。こ

れに関しては、どのような数値でそれが表されているのか、どう削減されているかっていうのは数値化されているのかどうかお伺いします。

有馬学校教育課長 教職員の時間外在校等時間、つまり勤務時間以外にですね、学校に残って仕事をする時間については毎日毎月集計をしております。その結果なんですけど、小学校におきましては、令和元年度が月 39 時間であったものが、令和 2 年度は月 24 時間になりました。また、中学校におきましては元年度が 61 時間であったものが、2 年度は 55 時間になりました。しかしながら、これはコロナによる休業がございましたので、その部分はちょっと加味して考える必要はあると思いますが、とはいえ、教職員の意識改革も少しずつ進め、またそこに教員業務アシスタントの力も加わり、少しずつではございますが、業務改善のほうを進めているところでございます。

早川委員 このアシスタントは中学校に、仙中と深川中に各 1 名ずつ、この結果で見ると、置いていない小学校が 39 時間から 24 時間に減って中学校は 61 から 55 時間。これもコロナの関係なのかもしれませんが。っていう、まだしっかりとこれに関しての効果が上がっているっていうような数字ではないと思うんですけども、これも 1, 2 年するとまた、これ 3 年目なんですけど、令和 2 年度が。これもうちちょっとその前の年とかもちゃんと比べてまたお知らせいただきたいと思います。今日、いいですか。

有馬学校教育課長 すいません、先ほど小学校も交えて答弁してしまいましたけど、教員業務アシスタントでしたので、中学校に絞ってお答えすべきだっただと思っています。まず中学校、今配置している仙崎中学校と深川中学校についてでございます。これがですね、中学校 2 つに絞って考えますと、平成 30 年度までが、1 人当たり 70 時間をどちらも越えておりましたが、これを少しずつ改善してまいりまして、令和 2 年度には、仙崎中学校、深川中学校とも 57 時間になっております。なかなか中学校ですので、部活動の問題、あるいは生徒指導事案の対応等で、なかなかすぐには削減は進まないんですが、今申し上げたように、少しずつ努めているところでございます。

早川委員 この執行率が 81.6%と、100%でない理由をお願いします。

河瀬学事班主査 令和 2 年度から会計年度任用職員に変わったことから、報酬の中で通勤費の予算額を多目に計上しておることにより、通勤距離によって不用額が出たことが要因となります。また、教員業務アシスタントの個人的な事情により勤務できない日があったため、執行率が僅かばかり低くなっております。

早川委員 大体今のお話で、1 週間当たり 20 時間以内、35 週、これは満額と言うか、満時間いっぱいいっぱい時間ではないにしても、ほとんどがもうそれに近い時間に従事されているという捉え方でよろしいですか。

河瀬学事班主査 そのとおりです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、教育総務課及び学校教育課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 11:24 —

— 再開 11:26 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生涯学習・文化財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野教育部長 それでは、生涯学習・文化財課所管につきまして、令和元年度決算との比較により、令和2年度決算額の増減理由について補足をさせていただきます。決算書273ページからの第10款「教育費」、第7項「保健体育費」、第3目「体育振興費」でございますが、前年度に比べまして約880万円の減額となっております。これは各種スポーツ団体等が、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして多くの事業の実施を見合わせたことによる事業費補助の減額、またスポーツ推進委員研修会等の中止、他各種活動が控えられたことなど主な要因とするものでございます。そのほか、個別事業につきましては主要な施策の報告書及び教育委員会事務の点検及び評価報告書に記載のとおりでありまして、歳入につきましては、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 決算書84ページなんですけど、これはちょっと副市長にお尋ねしたいんですが、長門市美術展の開催が確か企画課から生涯学習・文化財課に移行されたと思うんですけど、その理由について伺いをいたします。

大谷副市長 ご指名でございますのでお答え申し上げます。ちょっと詳細を承知しておりませんので、正しいかどうか、すみません。その上でちょっとお答えいたしますが、従前は企画政策課のほうでこの市美術展を管轄しておりましたけれども、昨年、機構整理の中で社会教育文化財課、こちらを教育委員会のほうで整理した中で、当時、スポーツの部分、いわゆる観光に当たる部分は例えば観光政策課とかそういう形で整理をさせていただきました中で、これを教育に関わるものということで、生涯学習・文化財課のほうへ移管させたものでございます。

岩藤委員 それでは、課としてこの市美術展を開催するにあたり苦勞された点

とか、成果って言っても、募集は企画政策課のほうがかけられていたんだと思うんですが、展示をするにあたって、市民の方からちょっとぎゅうぎゅうで詰め過ぎで見難かったとか、そういうふうな意見をいただいております。そういうレイアウトとか、いろいろな展示をするにあたり、何か苦勞された点ですかね、そういう入館者と言うか、見に来られた方の変動があったとか、そういうふうなところで何かあればお聞かせ願えたらと思います。

大迫生涯学習・文化財課長 所管課が変わったというところで苦勞した点ということになりますと、やはり課が変わったことによって市民の方、応募された方に不都合の無いと言いますか、そういった部分については配慮させていただいております。詰め過ぎであったというお声があったことは承知をしております。1人当たり出展数を増やしたというところもありまして、昨年、令和2年度の出展数も増えてましたので、若干詰め過ぎというお声は聞かせていただいておりますけれども、そういった課題をまた整理しながら、次年度につなげていけたらというふうには思っております。

田村委員 それでは、決算書258ページ、「成人式開催事業」についてお尋ねをいたします。令和2年度の成人式が実施できなかったわけですが、令和3年に延期をされましたが、これも中止となりまして、12月いっぱいまでですかホームページにはメッセージを掲載されておるところでございます。率直に、この令和2年度の成人式が開催できなかったということに対して、その該当する成人の方への思いを、これはできれば教育長にお伺いできればと思います。

伊藤教育長 思いということですが、想いは本当に申し訳なかったという思いでいっぱいあります。従いまして、何かその形を記念だけではなく残せないかということで、ホームページ上で1週間ぐらいのタイトなスケジュールでありましたけれども、恩師等のメッセージ動画を入れたり、また成人の方々から新成人の方々からもメッセージを集めて掲載したりという形で、本当にすまなかった、申し訳なかったという思いを今感じておるところでありますし、おめでとうという気持ちを早く伝えたいという思いがございます。

田村委員 成人を祝うお気持ちと、それから申し訳なかったという気持ちについてお伺いいたしました。この令和2年度に開催される予定であった成人式につきましても、その成人をされるご本人もそうですし、保護者の方であるとか、それから年間の事業計画を立てておられて事業をされてる方は、美容院であったとか、貸衣装であったりとか、そういうところも大きく計画が変わったと思うんですが、もう現在のホームページの掲載をもって令和2年度の成人式開催事業というのはもう終わりということでお考えでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 令和3年1月にお祝い予定の方につきましては、8月、やむを得ず中止としたことから、今教育長が申しましたが、加えて記念品

等々を送らせていただき、中止の判断をさせていただいておりますので、これ以上のことはない。その方たちについては、残念ではありますが、これ以上のことはないということにしております。

重村委員 それでは点検報告書が 41 ページです。先ほどの部長の補足説明で、各種大会のスポーツ行事等が中止となって減額になっているという補足説明がありました。まずですね、令和 2 年度、長門市体育協会補助金交付事業、これに対しても執行率 84.7 ということで、そういったものが影響したのか、コロナウイルス感染症によって 1,300 万円あまりの予算額に対してこの執行率なのか。まずこれを聞かせていただきたいと思います。

大迫生涯学習・文化財課長 令和 2 年度の補助額としては、予算額としては 1,367 万円ございましたが、決算としては 1,157 万 1,203 円となっております。この差分につきましては、先ほど部長も申しましたが、事業費、市民ハイキングとか、一部中止された事業がございますので、その事業中止分を返金というか、返還させていただいております。その事業費が約 200 万円ございます。そのため執行率が若干下がっているということになっております。

重村委員 それで、事前に私たちも決算認定を迎えるにあたって、いろんな事前調査といいますかね、事業に関して情報を得るわけですけど、ここで記載の支出の部分で、事務局人件費 901 万 147 円ということで、事務局人件費ですから、報酬といいますか給与といいますか、そういったもので、協会がお支払いをされているかと思うんですけど、何せ長門市から補助金として出て行った外部団体の決算報告というのが議会に示されることがないんですね。その体制っていうのがどのような体制で、事務を取り扱っていらっしゃるのかというのがなかなか見えにくいと思うんですが、大切な事務局を承っていただいているという認識はございますけど、901 万円となるとかなりの人件費ということですけど、お答えできる範囲で、どういう体制でどのくらいの金額、どういう規定で雇用されているのか、まず答弁をいただきたいと思います。

大迫生涯学習・文化財課長 点検評価報告書の中で人件費部分、901 万 147 円と記載させていただいておりますが、まず、この内訳についてご報告させていただければと思います。体育協会補助金となっておりますけども、令和 2 年 4 月から、長門市体育協会さんが、体育という教育的な意味合いの強い名前から、文化を継承していくというところでスポーツということで、長門市スポーツ協会と改名されましたので、この場ではスポーツ協会ということで呼ばさせていただければというふうに思います。先ほど申しました人件費につきましては、まず、事務局長及び職員の方の給与として、502 万 8,000 円の支出がございます。職員の方の共済費として 83 万 8,359 円。トレーニングセンターは土日及び夜間を開けておりますので、そこに伴う日直、夜職及び臨時職員の方の給与を足し

まして、279万3,165円と。その他通勤手当として、17万623円の支出がございます。合計で901万147円という人件費ということになっております。事務局長及び職員の方の給与体系についてなんですけども、平成28年度から改定はなされていないんですけども、その時の市の臨時職員、事務補助の臨時職員の給与及び事務局長につきましては、当時の市の嘱託館長、この方を基準として給与を定められております。給与の改定とか変更につきましては、補助の兼ね合いもありまして市と協議しながら進めていくということにはなっておりますけども、先ほど申しましたとおり、28年度から改定なされていない状況ではありますが、職員の方の給与としては、そういった形になっております。

重村委員 大変よくわかりました。事前の調査で局長がお1人と、事務局として男性がお2人勤務いただいているということで、外郭団体としてね、確かに忙しいと思いますよ。年間、常に季節に応じたイベント、スポーツをちゃんと運営していくのはね。だけど、ざっくり3人で終わっても300万円近くという数字が出てくるからね、非常に疑問を持ったわけですけど、今のご答弁でよくわかりました。今後の課題というところで私は思うのは、先ほどもありましたけど、それぞれのスポーツイベントに補助という形で出ていっていますけど、それが決して悪いとは思いません。市民の健康増進とスポーツ意欲、そしてそれは、市でいけば例えば国民健康保険に影響したり介護保険に影響していったりとかということで、私はそこは全面的に、行政としては支援するのが当たり前だと思いますけれども、例えばね、私は参加費とかはやはり検討する時代だと思っています。というのが、何かスポーツイベントとかで、安ければいいっていうもんじゃない。やっぱりそこには、ある一定のきちんとした参加料を納めていただいて、大会運営をしていく。こういった、これからの社会っていうのは私は展開していくべきだと。安いのが市民に対する私は福祉じゃないと思っている。そこには一定額の行政の支援っていうのもありますけど、大会のそれぞれのスポーツの参加費っていうのは、改めてこの協会が主になって適正なのか、やはり高すぎるっていうのは、それは確かに良くないけれども、このくらいの負担はチームとしてそれは当たり前だというようなレベルの、もう1回再構築といいますか、洗い直しというのをぜひ今後に向けてしていただきたいというふうに思います。答弁ございましたらお願いします。

大迫生涯学習・文化財課長 それでは、答弁というか、担当課としての思いを伝えさせていただければというふうに思います。重村委員言われるとおりだというふうには思います。ただ、しかしながらスポーツ協会は、営利団体ではないというところもありますので、そういったところが可能かどうかというところは今から相談しながら決めさせていただけたらというふうに思っております。当然自主財源を確保しながら運営していくということは、これからの時代

必要な部分だというふうには思います。大会の種別によるとは思いますが、底辺の拡大のための大会なのかとか、競技力を高めるための大会なのかとか、競技力を高めるような大会であれば、そういったところも可能かなっていうところは思いますけども、そういった部分も含めて相談しながら、自主財源の確保という部分については、スポーツ協会と話を進めていきたいというふうに思います。

早川委員 決算書 264 ページ、主要な施策 137 ページ、点検と評価報告書 46 ページ、文化財保存活動費補助金事業についてなんですけれども、これの執行率がまず低い理由をお願いします。

大迫生涯学習・文化財課長 令和 2 年度におきまして、補助として決めていた団体さんがいらっしゃるんですけども、活動を休止、中止ということで執行がなかったことから、執行率が前年と比べて下がっているということになっております。

早川委員 この課題と今後の取り組みのところで、継承が難しいので、今後映像記録、写真関連資料の保存整備などの取り組みを行っていくというふうに書かれてるんですけども、これは金額を見ますと、今年度の予算額より、この取り組みに考えたら、コロナ禍でそれができるのかどうかというところを、この予算内でこの取り組みができるのかどうかというところをお願いします。

大迫生涯学習・文化財課長 ただいま歴史民俗資料館の整備ということの中で、市内に点在している資料等の収集、整理を行っております。その中で、成果と課題に書いてあるような映像記録等々につきましても、今現在としては職員の手によって、そういったお手伝いをさせていただければというところで、予算範囲というか、そこにはしていないところです。

早川委員 この映像記録とか写真とかっていうのは、特に映像記録とかっていうのは前に説明でお聞きしたんですけど、口伝って言って言葉で、口でこう伝えてっていうところが多いということなので、映像記録に、伝承するための今単純に映像だけをその場面だけを撮っている映像だけど、その口伝とか継承するための映像記録の撮り方ってやっぱり違ってくると思うんですけども、これに関してはどう思ってるんでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 無形文化財ということもありますので、どういった記録の残し方がいいのかっていうのは、文化財専門員もいますので、そういった方と、また保存会、そういった方たちとご相談しながらですね、保存会が持たれてる資料等々もあると思いますので、それを踏まえて、どういった形の中で残していくのかが一番いいのかというところはですね、相談しながらというか、保存会の皆様と協議を重ねながら、行っていきたいというふうに思っております。

西村委員 この事業に対しては、大変好評で市に対してはありがたく思っておりますし、お金を貰うっちゃうことは長門市に認められた事業であるということで、我々も本当に精がつくって言って、長い間貰い続けておりますが、問題はこの赤崎神社、湯本南條、通鯨唄あたりまでは日にちがわかるんですが、残りの踊る日と言いますか、祭りの時は踊るんですが、それらのスケジュールっちゃうのは教育長、報告を受けてらっしゃいますか。

伊藤教育長 特別な、これについての報告は受けておりませんが、「長門市の文化財」という小さな冊子がございます、その中にすべてこの踊り等も載っております、そういうことが明記してございますが、時期は年によって変わることもあるようですので、季節については、それで把握をしております。

西村委員 できれば令和3年度の状況あたりを1年分ですね、ちょっと調べられてもいいですけど、把握しちよって、それで私が言いたいのはですね、そうじゃなくて、いつもこう、神楽舞とか楽とか、イベント及びお神輿ですね、行われた後に何らかの写真とかなんかで知るわけですね、「あ、これがあつたんか。」と。それがちょっといつも寂しいんですよ。ですから、日にちを把握しちよって、「知っちょこ」でもいいですから、「知っちょこ」は1か月ですからね、発表でもしてもらおうと大変うれしく思うんですが。ていうのは、宗頭地区がおそらく50年ぶりにお神輿上げたときでも何の発表もないし、三隅の公民館だよりでも載ってない。こんな重大な行事、地元の行事をなんでわからんのかな、という歯痒い思いでいつもおりますから、できればこれだけ補助金を出されるんですからね。日にちというものは把握して、「知っちょこ」もしくは各公民館だよりとかに載せるように指導してもらえれば大変嬉しく思います。

伊藤教育長 貴重なご提言ありがとうございます。しっかりと関係団体との連絡を密にして、できる限りのことをしていきたいと考えております。ありがとうございます。

岩藤委員 決算書が162ページです。6目「文化財保護費」、015歴史民俗資料室の整備事業について、お伺いをいたします。歴史民俗資料室の基本実施設計業務委託の524万7,000円について、委託先をお伺いいたします。

安藤文化財保護室主査 今回の委託先につきましては、有限会社堀設計事務所という業者になります。

岩藤委員 委託ということなんですが、そこの堀さんに決められた理由といたしますか、入札っていうか何か行われたのかどうかお伺いいたします。

安藤文化財保護室主査 委託業務につきましては、入札となっております。

岩藤委員 わかりました。それで成果のところですね、検討委員会の意見を反映させた内容で、基本設計ということでエレベーター、レクチャールーム、情報発信エリアとか、様々な意見が述べられているように思いますが、こうい

う委員会の意見をですね、何%ぐらい反映されているのか、お伺いたします。
大迫生涯学習・文化財課長 すみません、数字的に何%っていうことはちょっと難しいんですけども、令和元年度に整備検討委員会を4回ほど開催させていただいております。その中で基本構想、基本理念、基本方針等を確認させていただいております。その4回の整備検討委員会を経た後にですね、検討委員会の方から答申をお受けさせていただいております。こういった整備がしてもらえないかとかですね、そういった答申を受けております。令和2年度、整備検討委員会の回数は1回というふうには記載させていただいておりますけれども、令和2年度において前半部分で基本設計を作成しております。その基本設計を、検討委員会の皆様にご確認いただく中で、ご理解いただいたというところで、令和2年度は1回ということにはなっておりますけれども、答申を踏まえ、基本方針等々を作成する中でお示しをして、ご理解いただいたものというふうに思っておりますので、それを受けて、今現在工事に入っているというところでご理解いただければと思います。

岩藤委員 今工事が着々と進んでるよう思うんですが、ここの名称はですね、長門市歴史民俗資料室（仮称）となっておりますが、この名称については、これから公募するのか、どういうふうな計画を持っておられるのか、お伺いたします。

大迫生涯学習・文化財課長 名称等まだ確定ではないんですけども、先ほど言いました検討委員会の皆様からの答申の中にも、建物の名称、望ましい名称等々いただいております。それを受けまして、担当課、関係部署集めてですね、名称の方には決めていきたいというふうに思っております。委員言われるような公募については、今のところは考えてないというところになっております。

早川委員 この建物は改修なので、改修でなかなか難しいかと思うんですけども、これの設計の段階で、保存とかっていうと、文化財とかって、燻蒸とかいろいろ、普通の建物ではない作業っていうのが入ってくると思うんですけども、この維持管理費に関しても、この設計事務所とか、その委員会からっていうところでの答申というか希望とかっていうのはあったんでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 改修工事の中で、やはり文化財等々を保存するというので特殊な材料等々は使っております。その後の維持管理につきましては、答申の中でも、こういった組織が望ましいというところではご意見をいただいているところではございます。今現在としては来年夏のオープンに向けて、組織体制を踏まえて検討していきたいというふうに思っておりますので、申し訳ございません、今お伝えできることは、ここまでかなというふうには思っております。

早川委員 ちょっと私の言葉足らずだったのかもしれませんが、設計に関し

での維持管理、維持費というか、そこに関しては、例えば設計の中で、燻蒸とか関すると全体を1回でやってしまうのかとか、ある一定のところだけで燻蒸するとかってというような仕方によっても全然、その後のかかる費用が変わってくると思うんですけれども、そういうところに関して、文化財保護に対しての、そういう維持管理っていうところの質問とか要望とかっていうのはなかったかっていう質問なんですけど。

大迫生涯学習・文化財課長 全館を燻蒸するということはちょっと費用的に、膨大なところにもなりますので、新しい整備の中では、燻蒸室というのを設けてまして、その中で、寄せてって言ったらいけませんけど、集めて、一室の中で燻蒸するような計画をしております。オープンまでの間に燻蒸を1回でもするのかっていうところだと思ってるんですけども、そこにつきましては、設計の中には入っていないため、できるように進めていきたいというふうに思っております。

田村委員 それでは、歴史民俗資料室なんですけれども、満を持して改修ということになると思います。以前、かなり昔ですけど一般質問の中でも、有形民俗文化財は赤崎山との関連であるとか、それから日置歴史民俗資料室との連携であるとかということも話が出ておりましたけれども、そういったものを踏まえた長門市の誇る歴史民俗資料室というものができていくわけですけども、それに向けたお考えをお聞かせください。

大迫生涯学習・文化財課長 今後に向けてというところにはなると思いますが、先ほど言いました答申の中でも基本理念としまして長門市全体の自然、歴史、文化施設の拠点として活用する施設を基本理念としております。また、基本方針としましては長門市域の貴重な自然、歴史、文化に関する資料収集保存、活用し、未来へ継承するなど、5項目ほど挙げさせていただいております。開館したのちにおきましても、拠点となる建物ということになると思います。また、観光分野とも連携するような形の中で、観光地に、青海島とかそういったところを言っていただけのような仕組みもつくりながら整備をしていきたいというふうには思っております。

重廣委員 報告書の43ページでございます。放課後子ども教室推進事業について伺いたいと思います。まず執行率87.4%になった理由について伺います。

磯部生涯学習スポーツ振興班主査 県によりまして、国の予算が多くついたことによりまして、県からの配分金が増えました。それによって事業が多くできたことと、あと令和元年度は3月、丸々放課後子ども教室が開設できませんでした。2年度に関しては、4月5月とちょっと教室ができなかったんですが、夏休みを短くしたことによりまして、元年度よりも多く教室が開催できたことによりまして事業費が増えました。

重廣委員 それで 87.4%になったということですか。ちょっとその、87.4%の説明ではなかったような気がします。それは良いんですが、それで、取組み状況がいろいろ書いてありますが、ちょっと私の勘違いだったら説明いただきたいんですが、各教室、コーディネーターというのがありますよね。人数書いてありますが、2名のところもあれば3名のところもあるっていうのを私最近知ったんですよ。これを見て。コーディネーターっていうのは、私はもう、各教室1名という認識だったんですけど、2名3名、数が多いところはどういうお仕事をされて、なぜこれ2名3名おられるのか、それについて説明願います。

杉村日置農村環境改善センター主査 神田小学校放課後子ども教室のコーディネーターさんのお仕事についてお答えいたします。3名体制ではあるんですけども、メインで動いておられる方がおひと方、あとその方の補助というか、その方が動けないときに、代わりにされる方が2名というふうに伺っております。

大迫生涯学習・文化財課長 ちょっと補足というか。コーディネーターさんの役割としましては、全体のスケジュール管理とか活動日誌の作成、職員のシフト管理とか、安全監理員の方のやりとりとか、いろいろ業務があるとは思いますが。今、神田小学校の子ども教室について、3名でというところあったと思いますが、それぞれの方が協力しながら、主とサポートという形の中で3名ということで運営されているものだと思います。必ず1名でなければいけないということではないと思いますので、人材確保というか、そういった部分があれば、2名なり3名なりというものも考えられるかなというふうに思っております。以上です。

重廣委員 それと、安全監理員の方とコーディネーターさん、時間あたりの報酬といいますか、もともと500円からスタートしたんですが、金額が違うと思います。ここの小学校は1人でここの小学校は3名、そのあたりについて私はどうのように思っちゃってかと聞きたい。今、1名ほど市のおられるけど、補助として2名ついておられる。ですから3名ですと答えがありましたよね。その補助の人は安全監理員の方がお手伝いするという格好でもいいんじゃないかと思うんですけど、あえてコーディネーター3名って書いてありますよね。当然金額も増えると思うんですよ。時間当たりの。そのあたりについて、例えば全部3人にして、そういう割合で皆さんされればいいんじゃないかと思うんですが、小学校別に違うという考え方はいかがなものかと思ひましてちょっと質問させていただくんですが、その説明をお願いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 今言われるとおり、コーディネーターの方と安全監理員の方の報酬単価っていうのは違うと思います。コーディネーター3名、安全監理員の方もコーディネーターをすれば報酬単価が上がるんじゃないかというところのご質問だと思いますけれども、当然報酬単価が、安全監理員の方の

そもそも業務っていうのが、見守りが主になっているのかなというふうには思います。子ども教室に来られた方ですね。コーディネーターさんになると、プラスアルファと言いますか、全体の統括とか、事務的な部分も入ってくるのかなというふうには思いますので、先ほども言いましたように、コーディネーターさんも1人では厳しいものと、コーディネーターとしてのマンパワーが必要だということであれば、増やすことも可能かなというふうには思っていますけども。答弁になっているでしょうか。

杉村日置農村環境改善センター主査 今、コーディネーターさん3名というふうには書いてはおるんですが、このコーディネーターさん、安全監理員さんも兼ねておられます。なので、安全監理員さんとして執務されておられる時には、当然、安全監理員さんの報酬単価でお出ししておりますので、コーディネーターさん3名おるからその分単価が、その方が出られるときだけ単価が高くなるというわけではなくて、コーディネーターさんとしての執務をされているときだけそのコーディネーターさんとしての報酬をお支払いしておるという形になっております。

重廣委員 わかりやすい説明ありがとうございます。つまりは3名程度置かれていると。常に、コーディネーターとしての仕事をされている、中心的にされる方はその中の1名がされているというふうな認識ですね。それと下に米印で、学習アドバイザーという言葉がありますが、これはこの事業の中で学習アドバイザーに報酬を払われているのか、別なのか。ちょっとそのへんをお伺いいたします。

大迫生涯学習・文化財課長 それではお答えさせていただきます。この事業の中で報酬を支払っております。

重廣委員 これで最後でございますが、課題と今後の取り組みというところに、毎年毎年、引き続き人材確保という言葉がありますよね。されてないからこういうことを書かんといけんわけですよ。私は一般質問させていただきましたけど、毎年毎年同じことを書いて、実際にされていないと。確保できたらこういうことを書く必要ないんですよ。人材が溢れちゃったら。そのことについて、教育長はどのように思っちゃってですか。見解を伺って、終わりにします。

伊藤教育長 一般質問でお答えさせていただきますように、人材確保が課題ということが続いているという状況で今ご指摘がありました。おっしゃいますように、それができていないということであろうと思いますが、やはり人材確保ということにつきましては、教育委員会でOB等を紹介するとか積極的なことをしなければならぬかと思っております。しなきゃいけません。しかしながら、委員ご存知のとおり、放課後子ども教室というのは地域性が非常にあって、それが良い地域性になっているところもありまして、それを中に、全くその地域を

知らない者をポット入れるっていうのも非常に難しいなというところも 1 つのネックになっておるかと思えますけれども、人材確保については積極的に行っていかなければいけないと思っております。

吉津委員長 ここで皆さんにお諮りしたいと思えます。まだご質疑のほうはございますか。もしあともう少しであればこのまま引き続きますけれども。（「もう少しです」と呼ぶ者あり）もう続けてやりますか。分かりました。ではどうぞ。

岩藤委員 決算書が 272 ページのラポールゆや施設設備等改修工事について伺いたします。昨年も 392 万 5,000 円、今回も 687 万 3,900 円出ております。やはり、施設もだんだん老朽化してきて、維持するのも大変だと思えますが、まず、今年の 687 万 3,900 円についての工事内容ですね。それについて伺いをいたします。

橋本ラポールゆや館長補佐 まず工事は 3 件やっております。まず 1 点目が、電動式移動観覧席っていう、ラポールゆやの観覧席が移動するようになっております。その関係の電気部品を取りかえるということが 1 点。これが 319 万円でございます。それから、舞台機構、舞台の上に釣り棒とかいっぱいありますけど、そういったもののリミットスイッチというのがございますけど、その取りかえ工事で 269 万 5,000 円。それから、ラポールゆや特定建築物というふうになっておまして、3 年に 1 回ほどいろいろなそういう建物の状態を確認するような報告をするようなことが義務づけられております。そういったものを受けて、悪い箇所の修繕をしたというのが 1 件で、これが 98 万 8,900 円となっております。

岩藤委員 様子と言うか、今からもそういうふうな修理をすべきところが出て来るのか、設備の状況と言いますか、そういうものがちょっと今、老朽化とか経っていると思えますけれども、どういうふうに計画と言うか、公共施設の設計額もありますけど、現場でおられる担当職員としてどのように考えていらっしゃるのか伺いをいたします。

橋本ラポールゆや館長補佐 修繕は中期計画とか、財政課が出しています計画の中で策定をしておりますけれども、舞台関係、それから観客席関係というのは、そういう業者が今入っております業者と相談しながら周期的に交換しなくてはいけないものは交換するというようなことでおりますけれども、そういう音響設備とか照明設備は、もう建ってから一度も替えてないということになっております。これをおそらくいずれかは、全体的に改修しなくてはならないというふうには思っております。それと定期報告の関係で、建物自体を部分的に修繕していくということは出て来るかなと思っておりますけれども、やっぱりいろいろ金額が高くなると思えますので、計画的にやっていきたいなというふ

うに思っております。

田村委員 評価報告書 44 ページ、決算書 260 ページ、生涯学習推進費の中の家庭教育支援事業についてお伺いをいたします。執行率が 77.9%になっておりますので、この理由についてお答えください。

大迫生涯学習・文化財課長 予算を計上した時には、中学校、小学校、幼稚園、保育園すべてにおいて家庭教育学級の開設を目指していたところではございますけれども、結果的に幼稚園、保育園が 2 つしか家庭教育学級の開設がなされなかったというところの中で、不用な予算が出た、執行残が出たというところで執行率が下がっているところでございます。

田村委員 はい、わかりました。評価報告書の下課題と今後の取り組みについてですけれども、児童生徒数が減少していく中で家庭教育学級生に、これは保護者のことですが、過度な負担とならないように実施していく必要があるというふうに記載をされております。現在の家庭教育学級の運営から、どのように改善していくべきだというふうにお考えでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 年度当初におきましては、指導員が各学校にをお伺いさせていただきながら、家庭教育学級の重要性等々の説明しながら開設に向けてご尽力いただいているところでございます。その後の運営につきまして、負担に思われているところもあるというふうにお聞きをしております。指導員のほうでしっかり伴走支援をしながら事業計画に沿った計画ができるように、しっかり指導員と学級委員長さんの相談に乗りながら、伴走支援を行い、事業遂行できるようにお手伝いと言うか、させていただければというふうには思っております。

田村委員 評価報告書 61 ページに有識者の方の意見が書かれておまして、一番下から 2 段目ですけれども、家庭教育学級の活動が PTA 活動と捉えられがちであると思われる。そのあとも意見が書いてありますけれども、1 年を通して PTA 怖いとか、そういったものがマスコミを賑わせております。PTA の活動というのは家庭教育学級だけではないんですけれども、家庭教育学級イコール PTA というふうに捉えられるイメージであっても、それは仕方がないかなというふうに思います。PTA 活動に対して、その家庭教育学級のイメージがイコールであって、そのイコールがあって PTA 活動に対して消極的になる保護者の方がもしおられるというのであれば、ぜひ家庭教育学級のあり方について今後、意義であったりとか、検討していきたいと思っております。これは質問じゃないですね。すみません、お願いをして終わります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、生涯学習・文化財課所管について審査を

終了します。ここで暫時休憩したいと思います。再開は 13 時 15 分からといたします。

— 休憩 12 : 15 —

— 再開 13 : 15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明をいたします。都市建設課所管については、まず決算書では 211 ページから 212 ページになります。第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 7 目「長門湯本温泉観光まちづくり事業費」の、020 長門湯本温泉観光まちづくり整備事業、2 億 9,563 万 2,000 円につきましては、長門湯本温泉観光まちづくり計画に基づき、14 の市道関連の夜間照明の市道関連の整備工事を完了し、そぞろ歩きを創出する重要な要素の一つとなる道路や夜間照明の整備を完了したものでございます。なお、昨年度の決算審査でも申し上げましたとおり、工事については一部を除き令和元年度内に工事を完了し供用開始したところですが、完了検査等の手続きの関係から令和 2 年度へ繰り越したものでございます。次に、決算書 211 ページから 230 ページの第 8 款「土木費」のうち、第 1 項「土木管理費」から第 5 項「都市計画費」までとなります。決算額が 8 億 4,052 万円で、前年度と比較して 8,826 万 5,000 円、率にして 9.5%の減少となりました。これは、第 3 目「道路橋梁新設改良費」において、市道仙崎小浜線道路改良事業が 5,700 万円減少したこと、及び、市道向田井堀線道路改良事業が 1,838 万円減少したこと、並びに、河川費において城山地区急傾斜地崩壊対策事業が 2,473 万 7,000 円減少したことなどが決算額の減少の主な要因となっております。なお、主要な施策の報告書では 115 ページから 122 ページに実績等を記載しております。次に、決算書 281 ページから 282 ページの第 11 款「災害復旧費」のうち、第 3 項「公共土木施設災害復旧費」となります。なお、主要な施策の報告書では 142 ページに実績等を記載しております。続きまして、主要な施策の報告書のうち、執行率が低い事業につきまして説明をさせていただきます。まず、主要な施策の報告書では 116 ページになります。過疎対策事業費の執行率が 74.7%となっておりますが、これは市道仙崎小浜線改良事業を翌年度に繰り越したことにより執行率が下がったものでございます。次に、主要な施策の報告書では 117 ページになります。社会資本整備総合交付金事業の執行率が 23.5%となっておりますが、これは記載しております 2 路線のうち、市道井手口上川西線改良事業を翌年度に繰り越

したこと、及び3月補正で予算計上いたしました市道湊中央2号線ほかについては、未契約繰越しとしたことから執行率が下がったものでございます。次に、主要な施策の報告書では122ページになります。地籍調査事業の執行率が70.6%となっておりますが、これは3月補正で予算計上した一筆調査・地籍測量業務を繰り越したことから執行率が下がったものでございます。最後になりますが、主要な施策の報告書では142ページになります。現年公共土木施設災害復旧事業の執行率が69.2%となっておりますが、これは記載しております市道大ヶ峠線について翌年度に繰り越したこと、及びその他の前年度からの繰り越しの事業について精査の結果、不用額が生じたことによるものでございます。以上でございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 決算書220ページです。主要な施策の報告書115ページ、辺地対策事業であります。この事業の内容というのは、ちょうど私の自治会の中での事業でして、よく存じ上げているというふうに思っており、認識しておりますけれども、確かこの事業を令和3年度に若干の部分を残して、ほぼ2年度のうちにというのが、江原市長のほうもこれ以上先延ばしにするわけにいかないということで、2年度にある程度固めて事業を終了させたいという思いから執行されてきたかと思っておりますけれども、一つは、今後の辺地事業の考え方っていうのが、これっていうのは国に計画書を提出して、計画書に則って国の許可と言いますか、国が計画書を見て判断して行っていくという事業であろうかと思っておりますけれども、確かに費用対効果から見ると、こんなところにこんな良い道がつくのかというような住民の方とか見解があらうかと思っておりますけれども、この辺地事業に対しての、まず行政側からの姿勢と言いますか、見解をまず聞かせていただきたいというふうに思います。

波多野都市建設課長 辺地対策事業債というものは、そもそも市街地に住まわれてる方と辺地に住まわれる方との生活格差、こちらのほうの解消を目的としております。ですから、今まで大変文化的な暮らしをされてない方に対して、まずは道路環境ですよね。そちらの整備をするために、辺地対策事業というものがあるものと理解しております。生活レベルの格差の解消のための事業であると思っております。

重村委員 よくわかりました。事業の目的というのが、議会のほうにもよくわかったと思っております。この事業というのは、その計画に則ってやっていくという事業であろうかと思うんですけれども、ここの地区の辺地事業が終わりましたら、他に辺地事業というのは聞いた記憶がないんですけれども、ある程度計画が今の段階でここの八幡線が終わったら終了ということではよろしいですか。

波多野都市建設課長 旧油谷地区において、市道熊ヶ畑線というのが同じく辺地対策事業で、また長い年月をかけて完了したところでございます。今後の辺地対策事業というものは、辺地そのものが長門市からなくなっていくと、それでもう辺地対策事業に乗れない。辺地の辺地みたいな。辺地対策の事業計画がないと。

重村委員 今何となくわかりましたけど、この俵山の市道八幡線というのも確か前大西市長が辺地事業にもう 1 回組み入れて、計画を国に出してやっていけない箇所が残ってたということで採択されたと思うんですね。それでは油谷のその 1 箇所を辺地対策事業として完工した後は、もうこの事業はなくなるという認識でよろしいですか。

高橋財政課長 辺地対策事業債、起債の関係もございまして財政課のほうから申し上げます。まず、今お尋ねの八幡線でございますけれども、これは長門市の中の七重辺地というところございまして、七重辺地についてはもうエリア内に 50 名、人口が 50 名以上ないといけませんけれども、もう 50 名を切るということで、辺地総合事業計画が策定できなくなっております。それが先ほど都市建設課長が言われました辺地の辺地って言われたところと、ある程度人口がやっぱり必要ということで、長門市の中には辺地が何箇所かございます。それは病院とか学校とかスーパーとか、そういったところの距離を測って、バスの交通とか、そういう点数計算を毎年しております。仮に、そのエリアで事業が起こった時に有利な起債ということで、過疎債は 7 割の交付税算入ですが、8 割でございますので、逆に言いますと事業が起きたときにその辺地の総合計画が立てれるかどうかという検討を行って、起債の対象にしていくということがあるかと思っております。ただ、辺地の計画に乗れない場合でも過疎の対象になれることっていうのは多々ありますので、そういったことも併せて、財政的には検討していきたいと思っております。

米弥委員 この市道八幡線が、車道が狭いため緊急車両通行時や日中生活に支障を来している。また通学路になっているためとあるんですが、この事業着手時は平成 25 年度で、当時小学校 4 年生、5 年生、6 年生の 3 名で、もう現在は高校生になっておられるということで、通学路っていうこともあって、もう少しスピード感のある工事はできなかったのかということをお尋ねいたします。

波多野都市建設課長 平成 25 年度から約 8 年間、大変長い事業期間であろうと思っておりますけども、延長が 800 メートル、こういった規模もさることながら、地形的な要因がございました。県道沿いに河川が流れておりますけども、そちらとの高低差が大きく、大型ブロック等、事業費のかさむ工事も出てまいりました。また河川を跨ぐ橋梁も 2 か所ございました。それから、う回路のない一本道、行きどまりの一本道でございまして、通行規制をかけずに現状の通行を確

保しながらっていう工事の中で制約もございました。その関係で大変長かったと思いますけど、ご理解いただけたらと思います。

重廣委員 主要な施策の報告書の 116 ページ「過疎対策事業」でございます。これは 8 事業ですか、ありまして、この執行率については先ほど部長のほうから補足説明がありました。この中で、その補足説明の中で、市道仙崎小浜線については翌年度に繰り越したと言われましたよね。当初見てあったのを翌年度に繰り越された理由について伺いたいと思います。

波多野都市建設課長 市道仙崎小浜線の入札について、2 回ほど入札不調がございました。それによりまして、当初契約が遅れまして 4,870 万円の事業費を翌年度へ繰り越しました。

重廣委員 今 2 回ほど入札不調がという説明でございましたが、入札不調、単純にどのようなことがあったのか、入札不調と言われてもなかなか理解できませんのでね、どういうことだったから、この年はやめて翌年度に繰り越したのか、その内容について説明願いたいと思います。

波多野都市建設課長 指名業者におきまして、辞退者が多数あがりまして。1 社残れば入札はその場で中止となります。それが 2 回続いたことによって、不調になったものでございます。

重廣委員 ちょっとよくわかりませんが、辞退者が増えたからということですか。なら今、最近の建設業の状況の中で、それを辞退されるという状況を原課としてはどのように判断されていますか。

波多野都市建設課長 入札辞退届に、辞退理由というものがございます。まずは一番多いのが、配置技術者がいないため、配置技術者を置くのが困難なためというのがございます。そのへんの事業者のご都合等があるかと思いますが、また、聞くところによると、交通誘導員の配置が難しい。そういう面も、聞き及んでおります。

重廣委員 技術者不足というふうに言われましたよね。事前に入札するとき、その入札業者選定委員会ですか、なんかあって、どの程度技術者がいるとか、そういうのを調査されるんじゃないですかいいね。いざ入札という時に、配置技術者がいないから辞退という状態になること自体がちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

早川建設部長 当然工事によってランクもありますし、その時点で指名審査のほうは監理管財課のほうで進めておりますけども、その時点配置技術者の数まで、現場をいくら持っているからこの業者が云々っていうようなところの判断はなかなか難しいところでもありますけども、やはり工事の内容によっても、業者によっては、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、工事をやって利益がある工事もあるでしょう。また、工事費が低いから取れんっていう

ようなそういう工事もあると思います。そういった中で、やはり今回のこの工事については、辞退者、入札に応募しないというか、そういった辞退が2度続いたということでございますけども、やはりそういったことを考えますと、入札の執行というものを、やはり担当課としては早い時期に進めるということもあるんですけども、考え方によってはですね、最近、すいません長くなって。考え方によっては最近、品確法という法律等も改正をされまして、発注者の責務として、年間を通して工事の平準化を図るということが明記をされたところでもありまして、その中で、債務負担行為、それから繰り越しの工事といったものを、これをきちんと活用しなさいと。それによって全体の工事の平準化をする。だから昔であれば、早期発注をして、何が何でも3月年度末に工事を上げるというようなこともあって、その3月に工事が集中するという批判もありましたけども、そういったことから、繰越というのは安易には進めておりませんけども、そういったことで平準化ということで、市内業者の建設業の育成ということから、そのへんについてはご理解を賜りたいなと思っているところでございます。

重廣委員 よくわかりました。発注時期もですね、今まではもう時期は大抵、決まっておりました。7月、8月、9月とかね。今言われた繰越道路の場合は、早めに出せると思うんですよね。例えば4月にするとか。なかなか4月に入札というのは今までないとは思いますが、1年間あるわけですから、今言われたような状況の前年度繰り越した方はもう4月にはすぐ出せるっていう状況にはあると思うんです。そのあたりのバランスを考えて出していただきたいなと思います。それとここは特に聞いたかったのは、2回それが続いたような状態になっていましたので、1回というのはよくあることではないかと思うんですけど、そのことについての今原課の思いが、部長の言葉だったのである程度納得させていただきました。

田村委員 それでは、ちょっとページ戻るんですけども、決算書212ページ長門湯本温泉観光まちづくり推進事業と、長門湯本温泉観光まちづくり整備事業についてなんですけれども、歳出の表の中にありますのでこれ聞いてもいいでしょうか。はい。まずですね、010長門湯本温泉観光まちづくり推進事業ですけども、これは違いますかね。はい。こちらに書いてあるんですけど、ここに入ってるんですけど、予算は全部観光課で執行されていたので、なぜかなと思ってちょっと確認しました。ありがとうございます。この下いきましょうか。020長門湯本温泉観光まちづくり整備事業です。市道改良舗装工事をされております。この工事箇所をちょっとご説明いただけますでしょうか。

末永都市建設課主幹 工事箇所についてですが、主に音信川兩岸の市道、また大寧寺参道の自然的舗装、あとはベンチ、修景などを整備しております。また、

これらの市道及び音信川にかかる橋梁の電気照明設備を合わせて整備しまして、魅力ある温泉街を形成し、そぞろ歩きを創出いたしました。

田村委員 今ご説明いただいた箇所について 2 億 9,000 万円の予算の全額ということによろしいですか。

重村委員 それでは決算書 228 ページで説明資料 122 です。地籍調査の事業です。で、ここに事業の概要、成果と課題をずっと見るとですね、ここ近年、令和 2 年度もですね、俵山地区に事業が集中してると、山陰道、それからこれがダム嵩上げの関係で、その周辺部を、地籍調査をきちんと終わらせておかないと、国の事業、県の事業が前に進まないというような背景もあって、事業費の相当な部分を、俵山地区につき込まれたと思いますけれども。実はダム嵩上げの、この前私、一般質問の中に、ある住民の方の意向が載ってたのです。この県事業とか、ダム嵩上げ事業とか、やりますよと言って、その直前になって地籍調査。当然後で、説明を聞くと地籍調査を終わらせとかないとダム事業も山陰道もできませんという、国の要請も受けてね。こうやって、なんて言いますか、直近になって地籍調査をやってるわけですよ。で、地籍調査事業自体は、市のね、地方自治体の仕事と思うんですけど、その国とか県とかの連携、まあ山陰道の場合は道路、どこに通るかわからないということで、どこを地籍調査を先に進捗させちよつたらええかわからないということは当然あるかもしれないけど、今回の木屋川ダムなんかっていうのは、県の意向からすればですね、当然早期にね、地籍調査を優先的に終わらせておくべき箇所ではなかろうかと。そういった地籍調査事業と、県、国との連携、ここらあたりっていうのを、どのような連携を持たれながらね、この事業っていうのが進められてるか、聞かせていただきたいと思います。

早川建設部長 それではお答えいたします。今、重村委員さんおっしゃったように、この山陰道については、当然、幅の広いルートがある程度決まらないと入れないというところがあって、木屋川ダムの関係と山陰道の、木屋川ダムも委員さんよくご存知の通り、もう 1 回再開始をしようという時期がですね、山陰道とちょうど同じぐらいになったんじゃないかと。急ぐところはどちらかっていう話もあって、当然山陰道についてはもうがんがん入っていくという、事業化されてますんでね、それのところがあって、おっしゃる通り木屋川の事業関連での地籍調査が遅れたというのは事実であります。そういったことについてはですね、県、国のほうも、これだけの事業が入るっていうのは早くですね、市のほうにもお聞かせいただければそれは当然、公共事業連携で入ったほうが内示率もほぼ 100%つく、それ以外になると内示率もかなり低い状況で、それは入りたいのはもちろんですけど、なかなか情報というのが向こうのほうも、やっぱり事業の目途が付かないと、なかなかうちのほうにはですね、伝わらな

いっていうところはあるかなと思います。

重村委員 はい。よくわかりました。立場上、なかなか県と国をね、否定的に発言するってのは難しいでしょうから。今後ですね、俵山に限らず、そういった情報ってというのが、県、国の直轄事業なんかってというのはね、これはなかなか情報として、早くに公開されることはないと思うし、それは難しいと思いますが、県レベルの事業はね、なんていいですか、地方の、この自治体と連携しながらですね、1年でも早期に早くその事業自体に着手といいですか、乗っていけるように今後努力をいただきたいというふうに思います。で、私がですね、すごくこの事業で心配してるのは、こう見ていくとですね、随分、私が一般質問したときよりも、予算額とかいうのがたくさんついてますけれども、実はこういうふうに事業が絡んで、そこに入らないといけないうってなるとですね、当初計画していた地籍調査事業ってというのは、後回し後回しになっていくわけですよ。ここらあたりの、自治体としての見解。ってというのが、課題のところ、山の境、境界などがよくご存知の方が、やはり、残念ながらお亡くなりになったりとか、この事業自体が非常に難しいと、早急にやらないといけないうという中で、この予定していた事業が後回しになっていくわけですね。

ここらあたりの見解をお尋ねしたいと。

早川建設部長 おっしゃる通りと思います。やはり、公共事業連携であれば優先して進めていく。で、全体のまだ30数パーセント残っているわけですね。今からその所有者不明土地等が問題が出て来ると思うんですけど、その辺はですね、一般質問されたところで、よくご存知だと思いますけども、国のほうも昨年度でしたか、法改正とかあって、まずは所有者の不明土地、これについての探索等ですね、これについて、例えば固定資産税の評価の照会が法的にできるようになったとかですね、2024年からは、相続の義務化、報道等でもご存知かと思いますが。相続についての義務化、そういったこともやって、とにかく所有者不明土地をなくしていかないと、所有者不明土地が出てくるともう筆界どころではない、そういうこともありますし、地籍の作業規程の準則等によりまして、図面の上で現地に行かなくて図面の上で筆界確認ができるというような法改正もあったところでもあります。とはいえ、他方では山口県は山の分間図がないので、それをすぐですね、活用してさっささっさ決められるかちゃ、そうじゃないんですけども、そういったところを国がいろいろ地籍調査を進めるために法改正をする中でそういったことも取り入れながらですね、進めていくしか、ちょっと今のところはですね、非常に難しいかなと思います。

重村委員 いろいろ苦慮されてるというのもよく読み取ってわかります。で、旧長門地区が非常にやっぱり問題でですね、この案件は、担当課としてですね引き続き、進捗度が上がるように、努力をさせていただきたいと思いますし今部

長が言われたね、法改正等の、何て言いますか利用といいですか、しながらです、進捗が図られるようお願いをして、質問終わりたいと思います。

有田委員 決算書の 214 ページの一番下の道路台帳更新事業ですが、これ、道路台帳は毎年更新するんですか、何年に 1 回か更新するんですか。それと、これは市道だけの道路ですか、市内にある県道とかいうのは、年度あたりで台帳にまとめるんですか、お尋ねします。

阿川建設班長 それでお答えいたします。道路台帳種更新事業につきましては、長門市全体の市道になりまして、毎年更新の作業を行っております。

重廣委員 報告書の 118 ページでございます。道路橋梁新設改良費でございますが、執行率が 100%となっております。これは補修工事とか事業されてますが、入札減というのは考えられるんですが、執行率の低いところは先ほど部長が説明されましたが、100%、なかなか土木関係、建築関係の仕事で 100%というのがないような気がするんですが、この 100%について説明願えたらと思います。

波多野都市建設課長 118 ページ、道路交通安全対策事業でございます。工事につきましては三隅地区の麓橋、あと油谷地区の大迫西橋の 2 橋について補修工事を発注いたしましたところ、麓橋橋梁補修工事の入札率が 86.5%ございました。こちらの余剰金を、橋梁点検委託料へ流用いたしまして、橋梁点検業務の進捗を図ったことにより執行率が 100%になったものでございます。

重廣委員 ということは点検業務が、当初より数が増えたということですよ。当初いくらだったのがいくらになって 80 なんですか。

波多野都市建設課長 当初の橋梁点検数が 57 橋でございます。それに加えて余剰金を流用しまして第 2 工区の 23 橋追加発注し、合計 80 橋の点検を終えたところでございます。

田村委員 報告書 121 ページ、決算書 224 ページ、景観形成推進事業についてお尋ねをいたします。これ、湯本地区の景観協定を結ばれた地区に対して行われてる事業でよろしいでしょうか。

早川建設部長 景観協定は重点地区の中の一部であります。だから、今のこの補助金の対象は湯本三区の端部と言うか、柿ノ木原とかあちらのほうは除いた湯本 3 区がエリアになっております。景観協定はその中の一部になります。

田村委員 大変よくわかりました。今回、執行率が 66.5%となっております。ちょっとこの執行率 66.5%についてお聞かせください。

波多野都市建設課長 執行率 66.5%の理由でございます。景観形成重点地区補助金の申請から交付までは、事前に相談していただいた上で審査内容の確認をし、工事着手から完了検査を経て補助金交付となります。今回 7 件の実績がございます。その他に、事前にご相談があつて申請予定であったものが 1 件ほど未申請になりました。そのため、執行率が 66.5%となったところでございます。

田村委員 はい、わかりました。先ほど言われました景観形成重点地区についてですけれども、協定区域が広いということでした。長門湯本温泉観光まちづくり計画の目標に向けて、こういった景観を形成していかれるという事業なんですけれども、これは今後も続けていかれると思いますし、この効果をはかるのは観光がはかると思いますので、それについてはお伺いしませんけれども、今後の景観まちづくりを推進するという意味合いを、こういった改修事業を行われるということであれば、それに向けてどのように周知をしていかれるかということをお尋ねします。

松田管理班主査 年度初めに広報と一緒にチラシを入れまして、湯本三地区に周知を図りたいと考えております。

早川建設部長 補足させてもらいます。湯本三区は、今年度もうすでに年度初めに配って周知をしております。この補助金については今、令和5年度に終了ということで、それもあわせて周知をしております。おっしゃるとおり、当然この補助金というのは公共空間の景観が完成された後、民間がついていかなければいけないということから、これをそのインセンティブとして補助金を考えて、この景観を促進させるということで考えておりました。事業とすれば一応、令和元年度から5年までということで考えております。

重廣委員 先ほどの課長の説明の中に1件未申請があったと。それでこの執行率になったと。そういうことは、約3分の1ぐらいの金額の補助をする予定であった物件が、申請が不備であったかどうかはわかりませんが、そういうことですよね。金額的に言いますと。8件あったのが7件になったから、このパーセンテージになったと言われましたよね。ということは、かなり大きな物件だったんじゃないかと思うんですけど、その未申請になった理由というのは何なんですか。

松田管理班主査 3月補正の段階で調査を図ったところ、3件申請の見込みがありまして、そのうち2件は申請がございましたが、そのもう1件は申請がなされませんでした。その1件が、門扉を設置するというような予定の工事でありましたが、金額も大きな金額だったのですが、その申請がされなかったということです。

重廣委員 申請をされなかったということですね。私はちょっと、申請されたけど不備があったため駄目だったというふうにちょっと理解してしまったからこういう質問をしたんですけど。その大きな門扉、門扉と言われましたけど、場所とかは聞きませんよ。それは本人さんの意向で未申請だったというふうに理解してよろしいですね。

松田管理班主査 本人さんからの申請が出なかったというところですよ。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、

ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、都市建設課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:53 —

— 再開 13:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、建築住宅課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは、建築住宅課所管の補足説明をいたします。建築住宅課所管につきましては、決算書では229ページから232ページの第8款「土木費」のうち、第6項「住宅費」になります。決算額が1億5,775万4,000円で、前年度より2,545万4,000円、率にして19.2%の増加となっております。これは、第1目「住宅管理費」、900住宅管理費において、市営住宅24時間換気設備設置及び湯町市営住宅の解体撤去などにより2,450万8,000円増加したことが決算額の増加の主な要因となっております。中でも、第1目「住宅管理費」、010社会資本整備総合交付金事業では、市営住宅長寿命化計画に基づき老朽化した住宅ストックの居住環境の改善を図るため、仙崎市営住宅A棟及び上川西市営住宅C棟の外壁等の改修を行いました。次に、第1目「住宅管理費」、040空き家対策事業の危険空家等除去事業補助金では、前年度の交付額581万5,000円に対して1,033万円となったことから、これまでの最高となります11件の危険空家除去に繋がったところがございます。主要な施策の報告書には123ページから125ページに、事業実績等を記載しております。以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは、決算書230、説明資料が123ページです。空き家対策事業で今補足説明の中でも若干触れられておりましたけれども、執行率92.5という高い数字になっています。この事業は、多分執行部、行政サイドからするとだんだんこの予算というのは増えていくだろうかと、必要とすることが多くなるだろうという認識だろうと思うんですけど。この事業によって2年度で構いませんけれども、この事業をやられることによって長門市にとってどういう理念といいますか、メリット、こういうものが図られたというふうな認識なのか、まずお尋ねしたいと思います。

大庭建築住宅課長 今おっしゃられたような危険な空き家っていうのは、どんどん毎年相談件数が増えております。それを放置することは、地域住民にとつ

てはいわゆる危険な状態が続くということなので、まず防災面からもそういった危険を除却するというような効果があるとは考えております。

重村委員 で、この事業っていうのは、ただ、結局、どなたも住んでいらっしゃらない空き家というのはたくさんあるんですよね。ある意味無限にっていうか、どんどん増えてきている。その中で、解体、取り壊しをするときにこういう事業が使えれば、非常に何て言いますか、問題の解決促進には繋がっていくと思うんだけど、そこには所得の制限があったりとか、本当に危険なのかと。これを放置しては良くないというふうに認定されなければですね、この事業というのは使えないわけですよ。今後、空き家ならずすべてに対象にするとかいうことはそれはもうあってはならないと思いますけれども、中にはこっちに所有者が都会に出られていて、いやもう、そういう事業が使えればやってもいいけど、そういう事業が使えないのであれば、やっぱりそのまま放置したままになるというようなこともあろうかと思えますけど、今後、市の施策としてこれをどう進化させていくというか、見解がありましたら教えていただきたいというふうに思うんですが。

大庭建築住宅課長 ご存知のように、空き家っていうのは所有者がいらっしゃれば、個人の財産でありますので、所有者の方が責任を持って管理しなくちゃいけないということになっております。ですから、まず市がどうのこうのというよりも、やっぱり個人財産は個人で管理していただくと。市としてはそういう危険性があれば情報提供させていただきますけれども、その際に、例えば一般の第三者に危害を加えれば、損害賠償の対象になるんですよということも情報としてお伝えはさせていただいております。以上です。

重村委員 確認させてもらいますけど、例えば、他の都道府県に住まわっていて、地域住民にとっては危険空き家だと。危険空き家。ちゃんとした管理は撤去なりをして欲しいというような状況にあって、でもそのご本人、相続された方は、いや、私は他県に住んでいるしそういうつもりはないとなったときはどのような対応されるんですか。

大庭建築住宅課長 他県に住まわれておられますけれども、所有者は所有者ですので、所有者責任についてはお伝えさせていただいております。

重廣委員 補助金を出されておりますが、相談等が 67 件あって、それに対して 11 件、実施されたのが。という認識でよろしいですかね。

大庭建築住宅課長 はい、そのとおりです。

重廣委員 67 件ありましたら 11 件にしたと。この差の 56 件ですか。というのは、どういう審査方法で振り落とされたのか、そのあたりの説明を伺いたいと思います。

大庭建築住宅課長 お答えします。まず危険な空き家ということとか、解体を

考えている方ということで相談があった場合は、すべて建築士と担当のほうが現地に行きます。ですから、この 67 件というのは、危険度にかかわらず相談を含めて 67 件あったということでございます。その際、現地に行って建築士とともに危険度判定を行いまして 100 点を超えた場合が危険空き家ということで補助金の支給対象としております。それに加えて、世帯の所得要件というのがございまして、世帯の所得で 250 万円を超えた場合はちょっと補助対象にはなりませんので、そういったことにつきまして、最終的に 67 件のうち 17 件は 100 点を超えたけども、要件に対しての 11 件だったということでございます。

重廣委員 今、点数のみの説明をされましたけど、何人とか基準がわかりませんよね。何点満点で 100 点やったのかどうかははっきり分かりませんし、その中でどういう要件が満たされていなかったのかということが、点数だけを今説明されましたけど、内容まで説明できますか。

大庭建築住宅課長 内容といいますか、判定基準がございましてその加算を点数としていって、100 点を超えたのでございます。

重廣委員 内容、基準についてはまた詳しく別の会で伺いたいと思います。ただですね、今 50 何件ほどは、100 点に満たなかったと。よって、該当しなかったというふうに言われましたが、この落ちたところはですね、また来年も相談に来られるのか、それとも 5 年間は無理ですよとか、3 年間は無理ですよとか、例えば申請に来られますよね。要件を満たさなかったから補助金は出まないと、そういうことはかなりおられます。50 件近くおられると思うんですが、なら来年また行ってみよう、再来年も行ってみようと、結局あまり状況は変わってないと思うんですよ。今回こられた方で、補助金が出なかった方は 5 年間は来ても無駄ですよとか、例えばそういう規定があるのかどうか。もし、どうしても補助金をもらって解体したいと思っておられる方がもしおれば、来年も来よう、再来年も来ようという方もおられると思うんですよね。そのあたりの基準はどのようにしておりますか。

早川建設部長 そういう相談がないので何ともあれですけども。ただ、経年劣化してですね、今の 100 点に見合う、例えば屋根が落ちてくるとかそういう状況になれば当然補助の対象になってくると思います。5 年までは駄目とか、そういうことは言ったつもりもないですし、そういうご相談もなかったと思っております。

田村委員 それでは報告書 125 ページ、決算書 230 ページの三世代同居推進事業についてお尋ねをいたします。これ執行率を聞いたほうがいいんですかね。執行率が 66.7%となっております。これは申請がなかったということでしょうか。

大庭建築住宅課長 はい、そのとおりでございます。

田村委員 はい、わかりました。今後の同居によるメリット等の事業効果を周知しながら引き続き事業を推進していくというふうに課題のところに書かれていらっしゃるけれども、これはですね、三世代同居推進となると、都市建設課だけじゃなくて健康増進課だったり子育て支援課であったり、高齢福祉課であったりというところと連動していくような事業じゃないかと思うんですが、そういった周知も都市建設課でやられていくということでしょうか。

大庭建築住宅課長 当然うちのほうが主体となってそういった情報提供をしていくつもりでございます。

田村委員 はい、わかりました。それでは、建築住宅課さんのほうで周知をされていくその同居のメリットについてとはどのようなものがあるかお尋ねして終わりたいと思います。

大庭建築住宅課長 やはり三世代となりますと、いわゆる働くご夫婦の方の子育てが、おじいちゃんおばあちゃんとか、どちらか一方かもしれませんけども、そういった面倒を見てもらえるとかってというようなメリットはあると考えております。

重廣委員 報告書の 124 ページでございます。健康住宅推進事業、これは住宅リフォーム事業でございます。以前は商工水産課がやっておった事業を 3、4 年前からこちらのほうに引っ越しされたと記憶しております。この件なんですけど、まず利用された業者の内訳というのがわかりますか。内訳と申しましうか、以前、いろいろ要望等に行かせていただきまして、1つの業者がたくさん取ったりするということがございました。この 2 年度において、その内訳、内容を説明願います。

大庭建築住宅課長 内訳というのはなかなか、個別の業者さんの名前をちょっとここで申し上げるとできませんけども、とりあえず数から報告させていただければ、9 件ほど受けられた方が 2 社ございました。で、6 件という方が、1 社で 3 件というのが 2 社、2 件というのが、3 社で、1 件っていうのが 2 社で、合計 38 件で、地区別の業者さんを言いますと、三隅地区で 2 社、長門地区で 6 社、日置地区で 1 社、油谷地区で 1 社の業者さんが受注と言いますか、施工されております。

重廣委員 それでは申請者の方の地区別、旧 1 市 3 町の地区でよろしいですから、それについての件数をお願いします。

大庭建築住宅課長 申請者の方の居住地で言いますと、三隅地区で 4 件、長門地区で 25 件、日置地区で 5 件、油谷地区で 4 件で、合計 38 件でございます。

重廣委員 ざっと見ますと、長門地区が多くございますね。それはいろいろあると思いますが、長門地区だけがなくて他のところが少ないですね。このことについて、各地区のバランスというのはどのように捉えておられますか。

大庭建築住宅課長 あくまで施工業者を選ばれるのは申請者、市民の方でございますので、その結果として業者がどうのこうのということにつきまして、市が特に申し上げることはございません。

重廣委員 それでは業者のほうの、先ほど説明がありました 9 件関わっておられる方が 2 社あったと、やはりこれもバランス的にはどうかなという問題がありまして、こういうことを解消させるための施策として何かお考え、この令和 2 年度に何かこういうことをしたという実績がありましたら説明願います。

大庭建築住宅課長 特にこれというものはないんですけれども、よく言うのが、交付決定から 1 箇月以内に着工してくださいということを設けておりまして、事前に枠を押さえられるような申請は控えてもらうようお願いはしております。

重廣委員 その 1 箇月以内に工事着手を願うということを設けておられるようですけど、これは令和 2 年度におきまして厳守されましたか。

大庭建築住宅課長 具体的に、着工について指示、報告は求めておりませんが、交付決定からかなり経っても実績として上がってきてないところに、何件かは「まだですか」というような問い合わせをした際に、今年につきましては当初着工する予定だったけど、コロナの関係で材料が入って来なくて遅れましたというような報告は受けております。

重廣委員 最後でございますが、やはりせっかく良いこの事業でございます。かなり前市長も一生懸命検討していただき金額を増やしていただいたり、今は健幸住宅という名前になっていますが、かなりまだこれを利用したいという市民の方もおられるようです。ですから、例えば 1 月以内に工事着手してくれとかとかいう手立てを考えられたようですが、まだまだいろんな手立てを考えて、せっかく 1 級建築士さんが 3 人もおられるわけですから、いろんな建築士さんがですよ。ですから、具体的にどういうふうにしたらバランスよく皆さんの市民に行き渡るか、そういう方法を検討されて、ぜひこの事業を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。見解がありましたらお願いします。

大庭建築住宅課長 委員がおっしゃられたとおり、そういったあらゆる方法を考えて、良い施策はないかと、方法はないかということは考えてまいりたいと思います。

岩藤委員 この補助金額 2 割を商品券で還元するというふうに、そういう内容ですよね。それで、今商工会議所さんがこの委託先になっておりますが、これは以前の議会報告会なんかをしたときに、以前は商工会議所に登録がないと使えない商品券だったんですけど、今は何か商品券の取扱店募集をされておるようなんですが、この取扱店募集については商工会議所からどのような報告を受けてらっしゃるかお尋ねいたします。

大庭建築住宅課長 具体的に今回の報告とかは受けてはおりません。

岩藤委員 それでは、この補助を受けた方からの何か市役所のほうに、ちょっとお金がどのように換金できたかとかいうのも把握はされてない、商工会議所にお任せみたいなどころなんですか。

大庭建築住宅課長 先ほどの答弁は、ちょっと誤解があったかもしれませんが、使えるお店というのは、一覧というのは頂いております。その登録に関するところはちょっと把握してないんですけども、届はありまして、商品券の実績数値については全て結果として報告がありますので、どこの店で使われたというのは把握しております。

岩藤委員 だから、結局このリフォームの助成金を受けた方にとっては、商品券でもらっても消費喚起ができたという担当課は理解をされてるということでしょうか。

大庭建築住宅課長 商品券につきましては、市内のお店で使える商品券ですので、そういった部分の消費の喚起はあったと思っております。

重村委員 それでは、歳入費目について1点だけ見解をお尋ねします。市営住宅の住宅使用料、決算書26ページになりますかね。住宅使用料というところで、令和2年度の決算を見ると、調定額からいくと1億円余りと、そして収入済額が9,300万円余り、収入未済額というのが949万円8,579円ということで、市営住宅をご利用いただいて、きちんと使用料ということで全額入れていただくのが本当ですけど、どうしてもこうして毎年、収入未済額というものが発生します。特に過年度分の206万4,800円、これに対しての徴収の姿勢、そういった徴収の何て言いますか、お約束をされているのか、そしてその内容についてもどういった約束をしてますというところが、教えていただければと思います。

大庭建築住宅課長 かなり厳しい状況ではございますが、連絡が取れた方とは分納制約を結ぶなりして、少しずつでもいいから納付してもらうように努力はしております。

重村委員 お答えをさせていただいたんですけども、令和元年度の決算書を見ると過年度分は200万円を切っているんですよ、実は。190数万円ということで。そういったご努力を一生懸命されているというのはよくわかるんですけども、現年分だけじゃなくて特に過年度分がどんどん増えてくるっていうのは、最終的にはいずれ不納欠損のところには報告があるんじゃないかなっていうふうには、私たちと見たら見ます。かといって、本当に身寄りも何もない方たちに、生命を脅かすような取り立てというのは当然できないわけで、ここのあたり今、コロナ禍の状況も踏まえてどういった対応を基本に置いて徴収業務に当たるのか、これを聞いて終わりにしたいというふうに思います。

井上住宅班長 先ほどお話にありました過年度分の滞納についてですけども、

昨年 1 件ほど少し大口の現年分の滞納というのがありまして、令和 2 年度の過年度分の金額が増えたということがございました。基本的に過年度分については、先ほど課長も申しましたけれども、滞納者に対する私たちからのアクセスによりまして分納、いわゆるローンですね、そうした形での支払いを継続して求めていますことから、この数年の間では継続して率としては段々、徴収率としては上がってきておるものと捉えております。コロナ禍ということもあります。職業と言いますか、給料が減ったとかというようなお話も伺いますので、そうした方には住宅使用料の減免制度、そういったものも活用しながら入居者の方とコミュニケーションを取りながら、少しでも前向きな納付に繋がるように努力をしてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、建築住宅課所管の審査を終了します。

以上で、本分科会に分担された議案の審査は終了しました。なお、9 月定例会議案第 21 号に対する討論、採決は、10 月 18 日に開催される予算決算常任委員会で行います。これで予算決算常任委員会文教産業分科会を閉会します。お疲れさまでした。

— 閉会 14 : 18 —